



常陸大宮市公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月
(令和 4 年 12 月一部改訂)

常 陸 大 宮 市

ご あ い さ つ

常陸大宮市は、平成16年10月の5町村合併により誕生し12年余が経過しておりますが、類似施設の増加や施設の老朽化などが大きな課題となっており、各種施設の適正配置や更新、大規模改修など、公共施設等のあり方に関し適切な対応が求められております。

また、少子高齢化等に起因する人口の減少や構造変化に伴い、行政サービスの質的・量的変化も見込まれることから、中・長期的な視点に立ち、本市の規模や現状に即した公共施設等の維持管理を行っていく必要があります。

この度策定しました「常陸大宮市公共施設等総合管理計画」は、これら様々な課題等に対応し、インフラを含む公共施設等の管理を総合的かつ計画的に推進して行くための方針を示すものであり、利用者の安全を確保した上で、施設等の安定した維持管理を継続していくことを基本に、公共施設の総量の適正化をはじめ長寿命化、再編・利活用、コスト縮減、投資的経費の平準化等の各種取組を盛り込んでおります。

市民の皆さまに、次世代まで安心してご利用いただけるような公共施設等の適正な管理と、効率的・効果的で質の高いサービスの提供に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

平成29年3月

常陸大宮市長 三次 真一郎

目 次

第1章	はじめに	1
1	背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	対象範囲	3
4	計画期間	4
第2章	本市の現状と課題認識	5
1	人口の推移	5
(1)	総人口の推移	5
(2)	年齢別人口の将来見通し	6
2	財政の状況	7
(1)	歳入・歳出の状況	7
(2)	投資的経費の推移	8
3	公共施設等の総量把握	10
(1)	公共施設等の総量一覧	10
(2)	公共建築物の状況	10
(3)	インフラ施設の状況	13
(4)	有形固定資産減価償却率の推移	18
4	公共施設等の更新費の将来見通し	19
(1)	将来の更新費用の推計方法	19
(2)	公共建築物の更新費の見通し	21
(3)	インフラ施設の更新費の見通し	22
(4)	公共施設等全体の更新費の見通し	25
第3章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針	26
1	基本方針の設定	26
(1)	公共施設等の課題認識	26
(2)	課題解決に向けた基本方針	27
2	目標設定	28
(1)	将来更新費用の試算	28
(2)	数値目標の設定	30
【参考】	公共建築物個別施設計画に基づく将来更新費用の推計及び効果	31
(1)	施設類型別の面積縮減率	31
(2)	長寿命化を図り、施設保有総量を削減した場合の将来更新費用の推計	32
(3)	対策による効果	32
(4)	将来更新費用推計の主な条件	33
3	各種施策に関する実施方針	34
(1)	総合計画との整合性	34
(2)	財政計画との整合性	34

(3) 人口減少対策・持続可能な地域づくりの実現との整合性.....	35
4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	36
(1) 保全に関する取組方針	36
(2) 長寿命化の取組方針	38
(3) 再編に関する取組方針	38
(4) 利活用に関する取組方針.....	39
(5) ユニバーサルデザイン化の推進方針.....	40
(6) 脱炭素化の推進	40
(7) 除却に関する方針.....	41
第4章 施設類型別の管理に係る取組方針.....	42
1 施設の類型区分等.....	42
2 公共建築物の取組方針.....	44
(1) 行政系施設	44
(2) 学校教育系施設	45
(3) 子育て支援施設	47
(4) 保健・福祉施設	47
(5) 市民文化系施設	49
(6) 社会教育施設.....	50
(7) スポーツ・レクリエーション系施設.....	51
(8) 産業系施設	53
(9) 公営住宅.....	53
3 インフラ施設の取組方針.....	54
(1) 市道, 農道, 林道.....	55
(2) 橋梁.....	55
(3) 上水道	55
(4) 下水道, 農業集落排水施設	56
(5) 公園施設.....	56
第5章 計画の推進に向けて.....	57
1 全庁的な推進体制の構築.....	57
2 公共施設等に係る情報の共有と活用	58
3 個別施設計画の実践と類型別の取組の充実	58
4 今後の進め方.....	58

第1章 はじめに

1 背景と目的

本市は、平成16年10月16日(2004年)に大宮町、山方町、美和村、緒川村、御前山村の2町3村が合併し誕生しました。市の保有する公共施設等の大部分は、合併前に整備された公共建築物及びインフラ施設を引き継いで維持管理、運営している状態にあります。また、今後、これらの公共施設等の老朽化に対応し、適切な維持管理・大規模改修・更新等を行っていくためには、多額の費用を要することが予想されます。

一方、人口減少や少子・高齢化の進行、市民意識の変化による需要の多様化などを要因とする課題に対応するため、今後、市民サービスのあり方を見直すことが必要となってきます。また、財政状況についても、社会保障費等の歳出が増加する中で税収の伸びは期待できないなど、厳しい見通しとなっています。

こうした状況に対処するためには、将来の人口推計や中長期的な財政状況などを見据え、インフラ施設を含めた本市の公共施設等の総量を把握した上で、課題の解決に向けた取組を進めることが重要となります。

本市の保有するすべての建築物とインフラ施設を対象に、持続可能な適正規模の施設運営を目指すとともに、その取り組み方を事後対応型から予防保全型に転換することにより、更新時期を計画的に調整し、財政負担の平準化等を図る必要があることから、今回、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の考え方と基本方針を示す「常陸大宮市公共施設等総合管理計画」を策定するものです。

【計画の目的】

① 持続可能な適正規模の施設運営

- 人口減少による公共施設等の利用需要の変化を踏まえ、持続可能な適正規模の施設運営を可能にするため、公共施設等の統廃合に取り組みます。

② 事後対応型から予防保全型の管理への転換

- 予防保全型の管理により、公共施設等の良好な状態を保持し、市民の安心・安全な利用を確保します。

③ 財政の見通しと世代間の経費負担の平準化

- 投資的経費の推移や充当可能な財源等を把握するとともに、公共施設等の更新が集中する時期を的確に見通し、世代間の経費負担を平準化します。



【期待される効果】

① 老朽化対策の視点

- 総合的かつ計画的な管理を行うことにより、施設の長寿命化とともに、投資的経費に関する財政負担の平準化を図ることができます。

② 安全確保の視点

- 予防保全型の管理へ移行することにより、定期的な点検と適切な改修・更新等を通じて、突発的なサービス中断や、性能低下等を予防し、安心・安全な施設利用を安定的に継続することが可能となります。

③ 市民サービスの視点

- 公共施設等の集約・複合化・転用等の再編・利活用を推進することにより、機能の集約化等の利便性の向上が図られるとともに、効率的な管理運営によるコスト削減を図ることができます。

2 計画の位置づけ

平成 25 年 11 月に開催された内閣官房副長官補を議長とする「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画[※]」が政府決定されました。

また、平成 26 年 4 月には、総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、「インフラ長寿命化基本計画」の中で、各地方公共団体等（インフラ施設管理者）においても策定することとされた「インフラ長寿命化計画（行動計画）」と一体のものとして、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。

本計画は、国が示したインフラ長寿命化基本計画に対する行動計画に位置づけられるとともに、本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を示す「公共施設等総合管理計画」として策定するものです。（図 1-1）

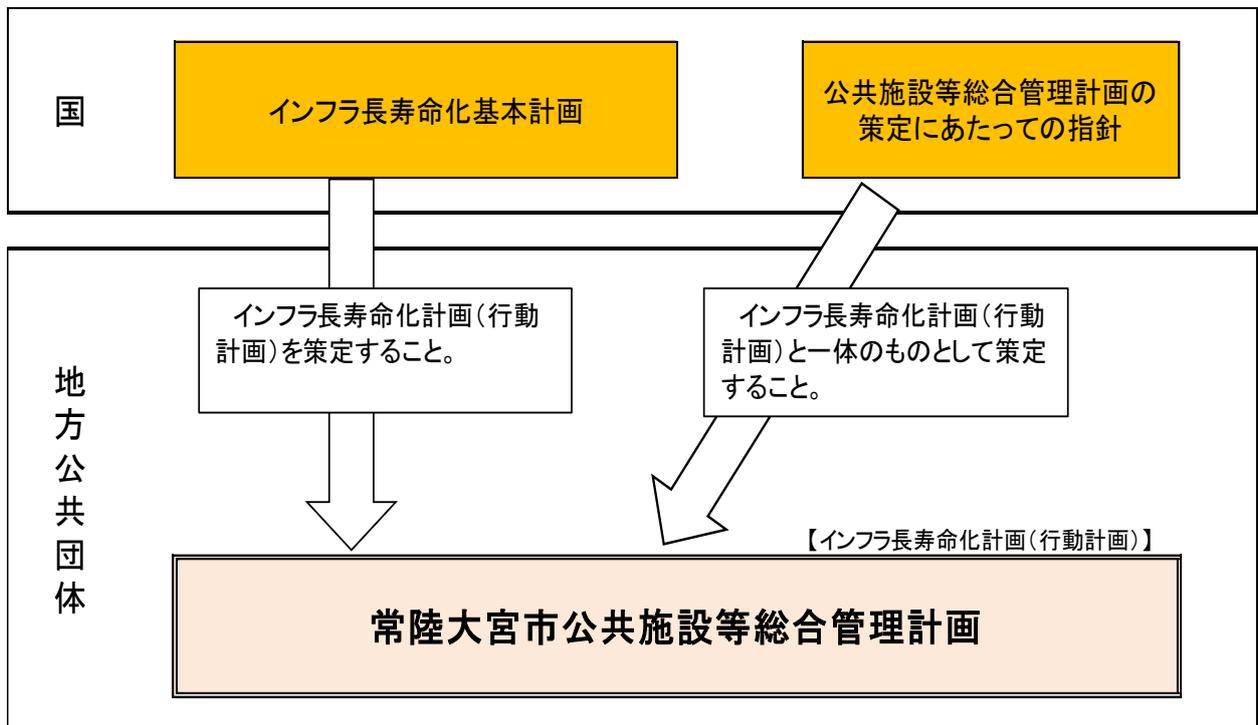


図 1-1 公共施設等総合管理計画の位置づけ

[※] インフラ長寿命化基本計画：国民の安心・安全を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定された計画。

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」とは、過去に整備された公共施設等の更新時期の集中に備え、施設等の再編・利活用と財政負担の平準化を図るため、地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を要請するものです。（図1-2）

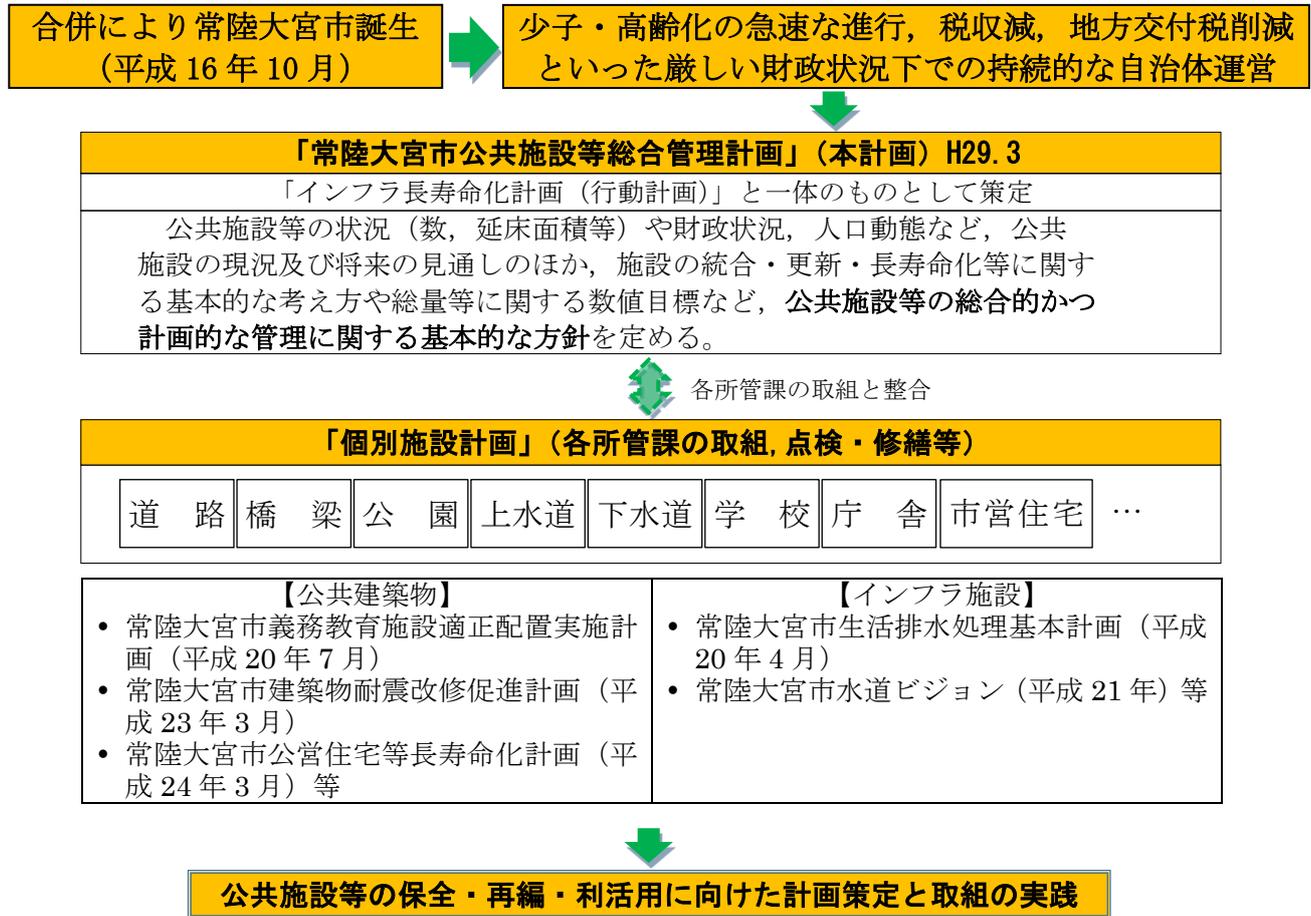


図1-2 総務省指針と常陸大宮市公共施設等総合管理計画

3 対象範囲

本計画は、本市が保有するすべての建築物及びインフラ施設の総合的かつ計画的な管理の基本方針を示すもので、具体的に対象とする公共施設等は次のとおりです。

【対象とする公共施設等】※

- (1) 市が保有・管理する建築物
(例：学校、庁舎、子育て支援施設、保健福祉施設、市営住宅、スポーツ施設等)
- (2) インフラ施設
 - 道路（市道，農道，林道）
 - 橋梁（市道橋，農林道橋）
 - 上水道施設（上水処理施設，管路）
 - 下水道施設（下水処理施設，下水道管渠）
 - 農業集落排水施設
 - 公園施設
 - トンネル

※ただし、国土交通省インフラ長寿命化の行動計画（平成26年5月）による対象基準を参考として、次の施設は除外するものとします。

- 1) 自然災害や事故等の短期の外的要因に左右される施設（経年劣化によらない施設など：法面斜面・急傾斜地崩壊防止施設など）
- 2) 予防保全の効果が見込めない精密機械・消耗部材（例えば機側操作盤，無線通信機器）

4 計画期間

総務省の指針では、将来人口の見通しとして約30年先における人口規模等を見据え、公共施設等総合管理計画を策定するものとされています。本市の公共建築物は昭和40年代から平成17年度までに整備されたものが多く、一方上水道等インフラ施設の整備年度も昭和50年代から平成26年度までに集中しています。

また、一般的に公共建築物の耐用年数は約60年で、インフラ施設の法定耐用年数は40～60年とされており、これらを考慮すると、本市における公共施設等の大規模改修と更新は平成41年度以降に集中する見込みとなり、投資的経費の財政負担が大きくなることが予想されます。

総務省の指針と整合した中長期的な視野を持ちながら、更新時期の集中に対応していくため、本計画の期間は平成29年度から平成58年度までの30年間とします。

この計画期間を三つの推進期間に分割し、10年ごとのローリングにより全庁的に計画内容を見直しながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。（図1-3）

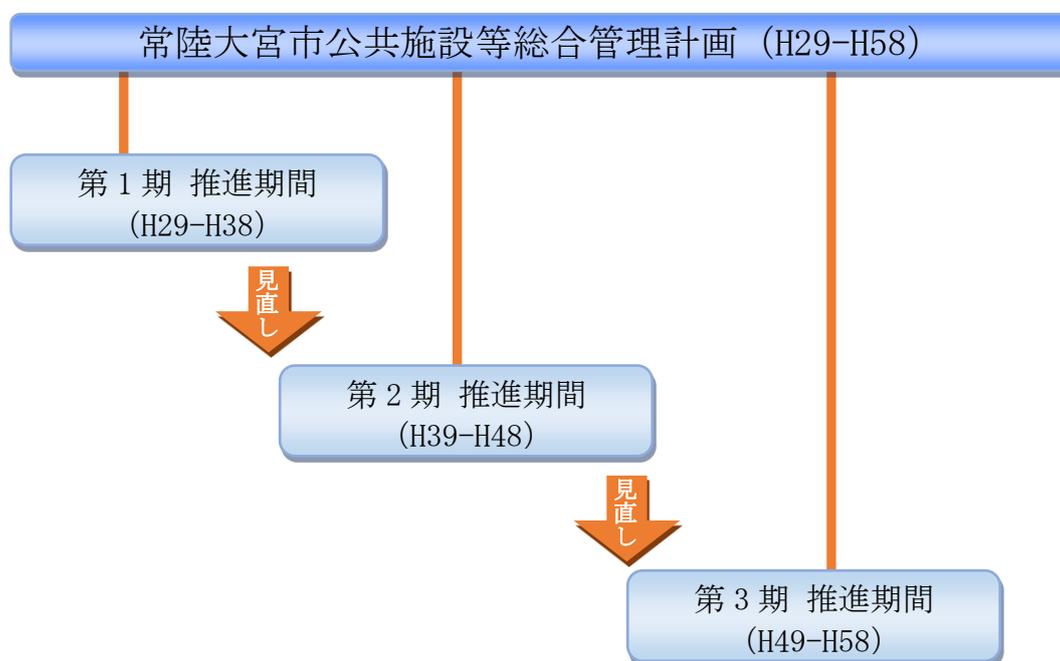


図1-3 本計画の期間と各所管課による推進イメージ

第2章 本市の現状と課題認識

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

本市の人口は、国勢調査によると、平成12年は48,964人、平成17年は47,808人、平成22年は45,178人、平成27年は42,587人と減少傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も総人口は減少傾向が続く見込みで、平成52年には、29,424人と予測され、平成27年現在と比較すると30.9%減少する見通しです。（図2-1）

○人口データ

- ・実数（国勢調査より）

平成17年，平成22年，平成27年

- ・将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所の推計値より）

平成32年，平成37年，平成42年，平成47年，平成52年

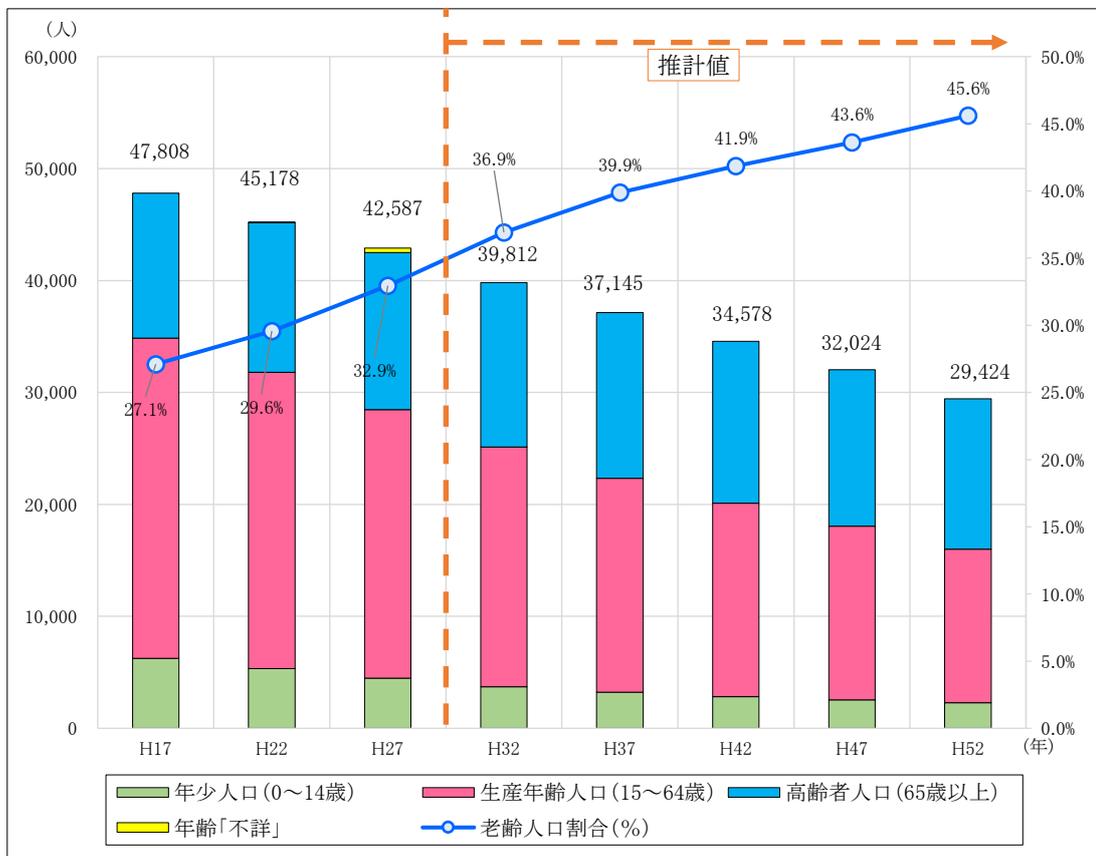


図2-1 人口の推移と予想

資料：将来推計人口：国立社会保障・人口問題研究所（平成22年国勢調査表による）

※男女・年齢（5歳）階級別データ『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）より

※平成27年国勢調査における総人口42,587人のうち、年齢不詳414人を除いており、総合計42,173人及び割合99.77%で算出しているため一致しない。

(2) 年齢別人口の将来見通し

国立社会保障・人口問題研究所の市区町村別の推計値（平成25年3月）によると、本市の人口は、平成37年には、推計で37,145人に減少します。年齢別人口を見てみると、平成27年と比較して高齢者人口の比率が6.94%増加し、生産年齢人口については4.87%減少する見込みです。また、少子化も進行し、15歳未満の人口の比率は1.83%減少する見込みです。（図2-2-1、図2-2-2）

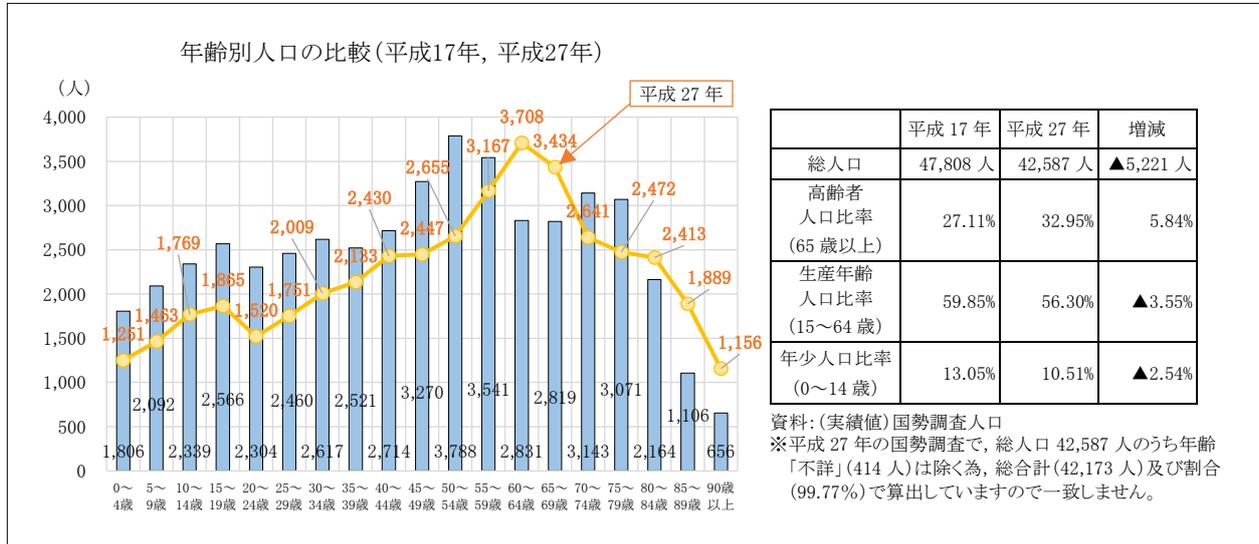


図2-2-1 平成17年から平成27年にかけての年齢別の人口の推移

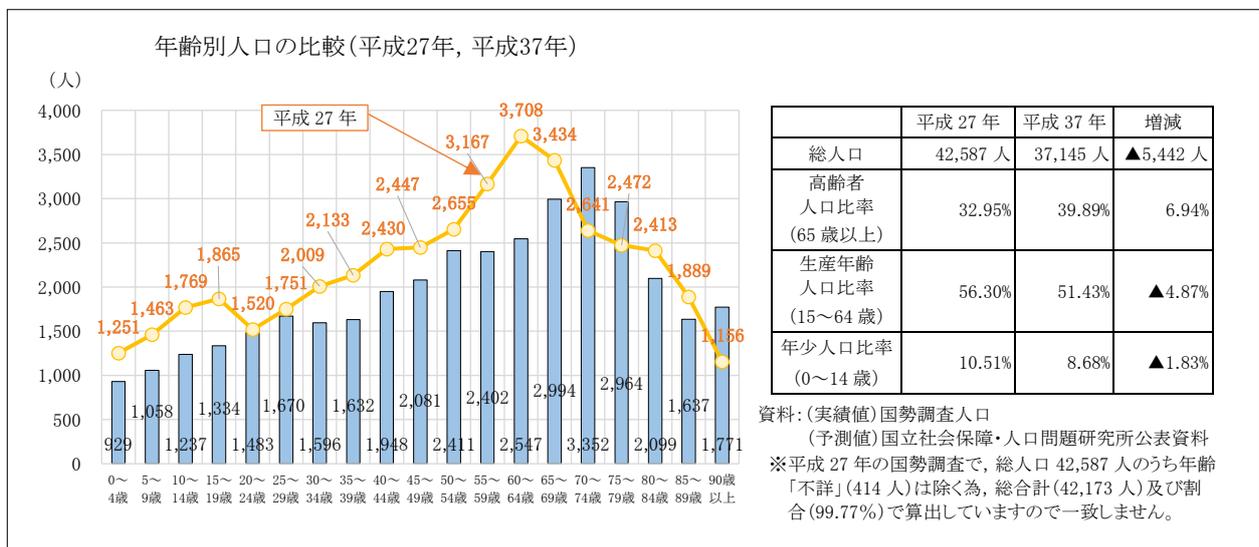


図2-2-2 平成27年から平成37年にかけての年齢別の人口の推移

2 財政の状況

(1) 歳入・歳出の状況

歳入総額は、平成 19 年度から平成 20 年度にかけて一時減少しましたが、その後、徐々に増加しています。平成 27 年度における歳入は 255.4 億円となっています。（図 2-3）

一方、歳出は、平成 16 年度以後減少し、平成 21 年以後は横ばいの傾向が続いています。平成 27 年度における歳出は 236.2 億円で、このうち、投資的経費と扶助費は、年々増加する傾向にあります。（図 2-4）

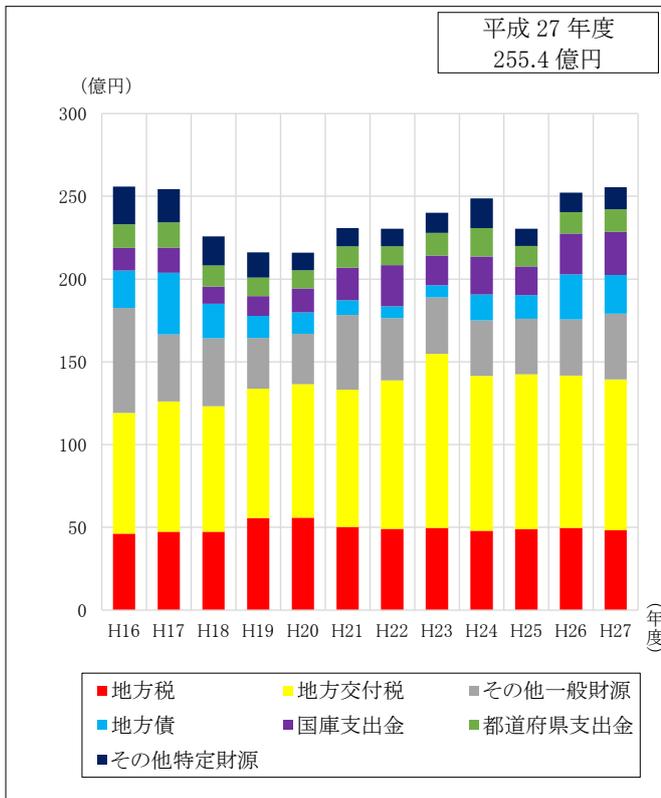


図 2-3 歳入の推移

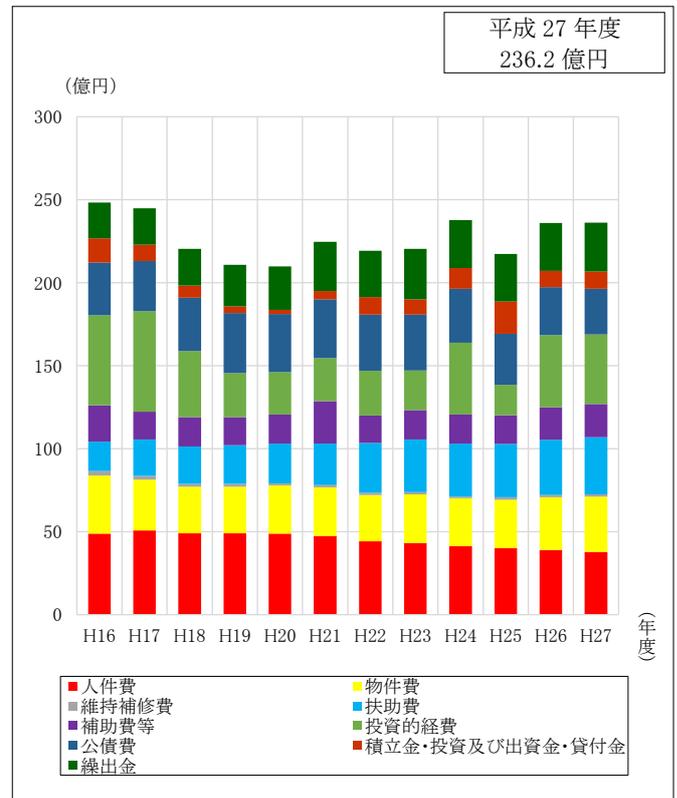


図 2-4 歳出の推移

(2) 投資的経費の推移

平成 27 年度における歳出の内訳は、多い順に、投資的経費 17.8%、人件費 16.0%、扶助費 14.6%、物件費 14.1%等となっています。この中で最も大きな割合を示すのは投資的経費で 42.0 億円となり、その内訳は、公共施設 28.2 億円、道路及び橋梁 9.9 億円、用地取得 0.6 億円、その他 3.3 億円となっています。（図 2-5、図 2-6）

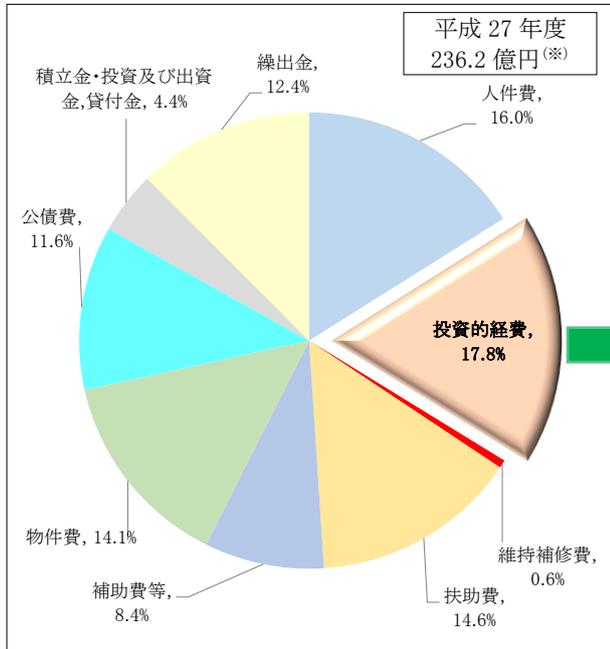


図 2-5 歳出決算額の性質別内訳
(平成 27 年度)

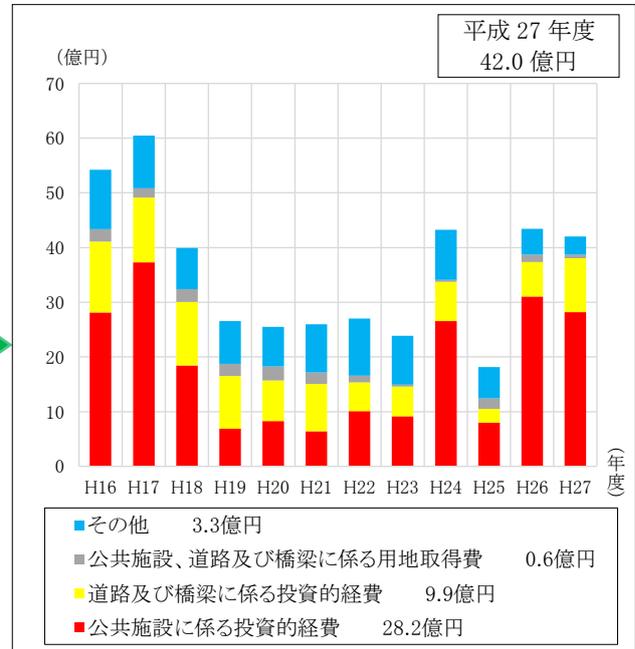


図 2-6 投資的経費の推移と内訳
(一般会計)

(※) 合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.1 の誤差を含む。

本市所有の公共施設等の既存施設の更新（「既存更新分」という。）に関する投資的経費の基本線は，分野ごとに臨時的な増加分を除外して，平均値を算出した結果，平成16～27年度において約11.1億円となっています。（図2-7-1）

さらに，更新費用の他に，新規施設の整備と用地取得（「新規整備分」「用地取得分」という。）も含めた投資的経費の基本線は，分野ごとに臨時的な増加分を除外して平均値を算出した結果，平成16～27年度において約27.9億円となっています。（図2-7-2）

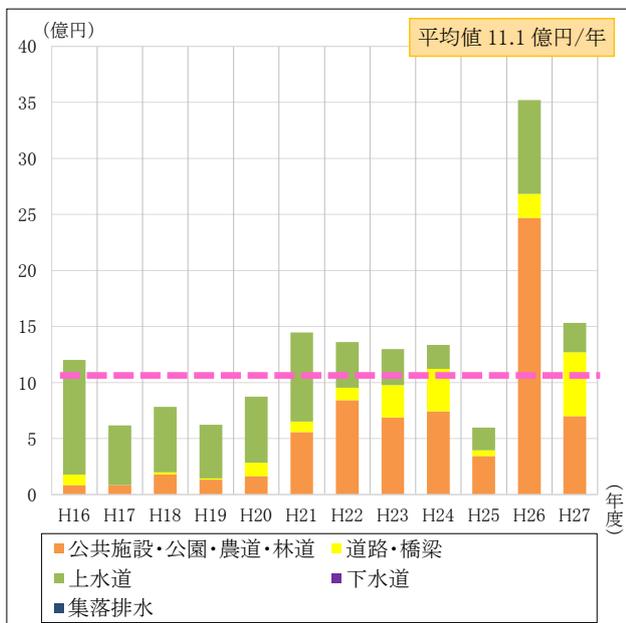


図 2-7-1 「既存更新分」のみの投資的経費

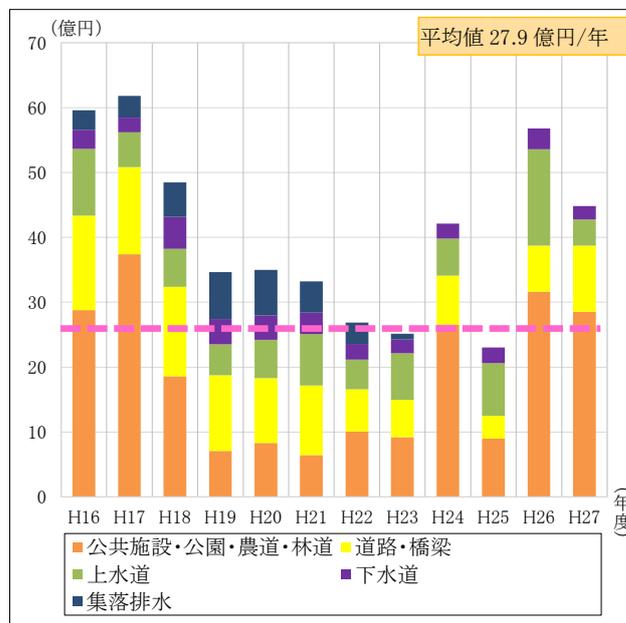


図 2-7-2 「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費

3 公共施設等の総量把握

(1) 公共施設等の総量一覧

本市が所有・管理する公共施設等の総量を一覧表に示します。(表 2-1)

表 2-1 対象施設等の総量一覧表 (平成 27 年度末)

施設名		数量	単位	備考
公共建築物		493	施設	1,390 棟 延床面積:約 291,317.5 m ²
道路	市道	2,248.9	km	1 級市道 総延長:131.0km, 2 級市道 総延長:95.8km その他の道路 総延長:2,022.1km, (内 自転車歩行者道 総延長:0.2km)
	農道	108.3	km	
	林道	106.2	km	
橋梁	市道	749	橋	面積:35,360.6 m ²
	農林道	25	橋	面積:1,562.0 m ²
上水道		731.0	km	
下水道		74.5	km	
農業集落排水		159.5	km	
公園		52	箇所	
トンネル		2	本	

(2) 公共建築物の状況

公共建築物の総量から、施設類型の内訳、建築の経緯、耐震化の状況を整理します。

① 公共建築物の施設類型内訳

本市の公共建築物の数は、平成 27 年度末現在で 493 施設であり、棟別では 1,390 棟、延床面積の合計は約 291,317.5 m²となります。主な内訳は、学校教育系施設が 38.5%、公営住宅が 15.9%、市民文化系施設が 10.5%、スポーツ・レクリエーション系施設が 9.2%、行政系施設が 7.8%となっています。(図 2-8)

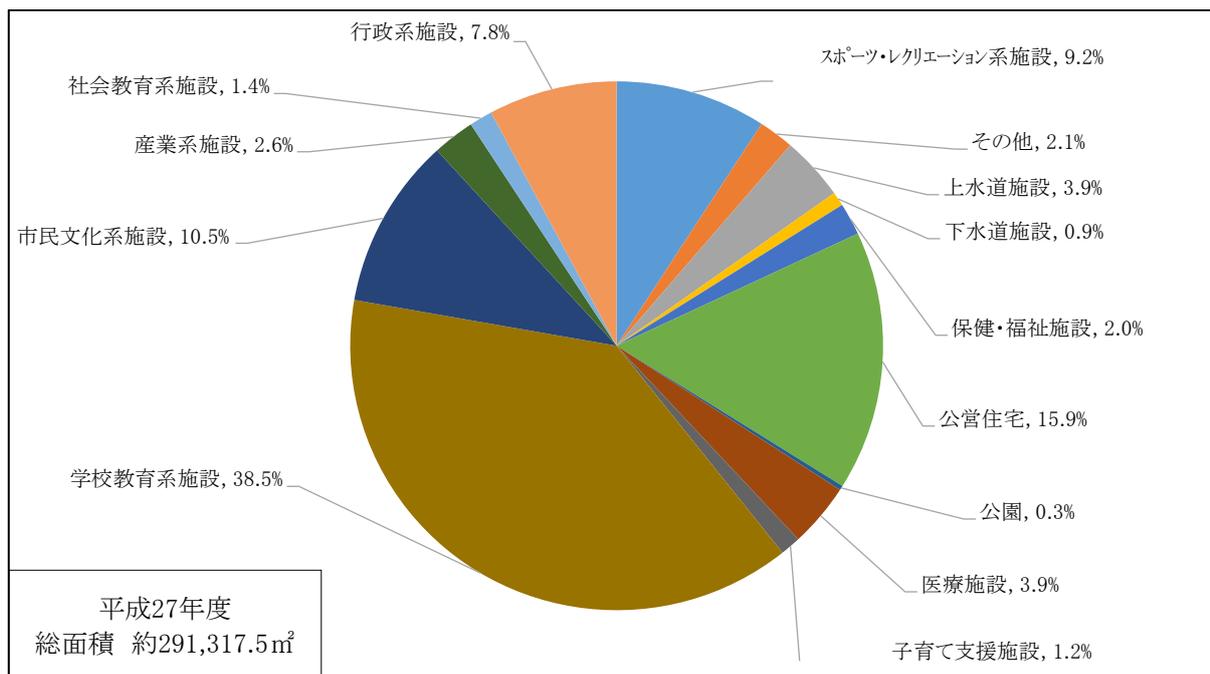


図 2-8 公共建築物の延床面積の内訳 (総務省の大分類, 平成 27 年度)

②公共建築物の建築経緯と延床面積

公共建築物の建築に係る経緯をみると、年間1万㎡を超える建築のピーク時期は、昭和53年度、平成7年度、平成11年度、平成12年度及び平成17年度に集中しています。それ以降の公共建築物の建築件数は相対的に少なく、年間1万㎡を下回っています。(図2-9)

一方、公共建築物の標準的な耐用年数の設定については、「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会)によると、建替時期(耐用年数の目安)は60年とされています。また、建物付属設備と配管の耐用年数は概ね15年周期であり、この2回目の周期となる建築後30年に大規模改修を行い、その後30年(建築後60年)で建て替えると仮定することが多く、これは、総務省の更新費用試算ソフト(以下、「試算ソフト※」)という。)の推計条件とされています。

このサイクルのもとで、本市における施設更新の集中時期を試算すると、昭和53年度に整備した公共建築物は、本計画の策定時点(平成28年度)を基準として、22年後(平成50年度)に建て替え時期を迎えます。また、平成11年度に整備した公共建築物は43年後(平成71年度)に、平成17年度に整備した公共建築物は49年後(平成77年度)に建て替え時期を迎えると想定されます。

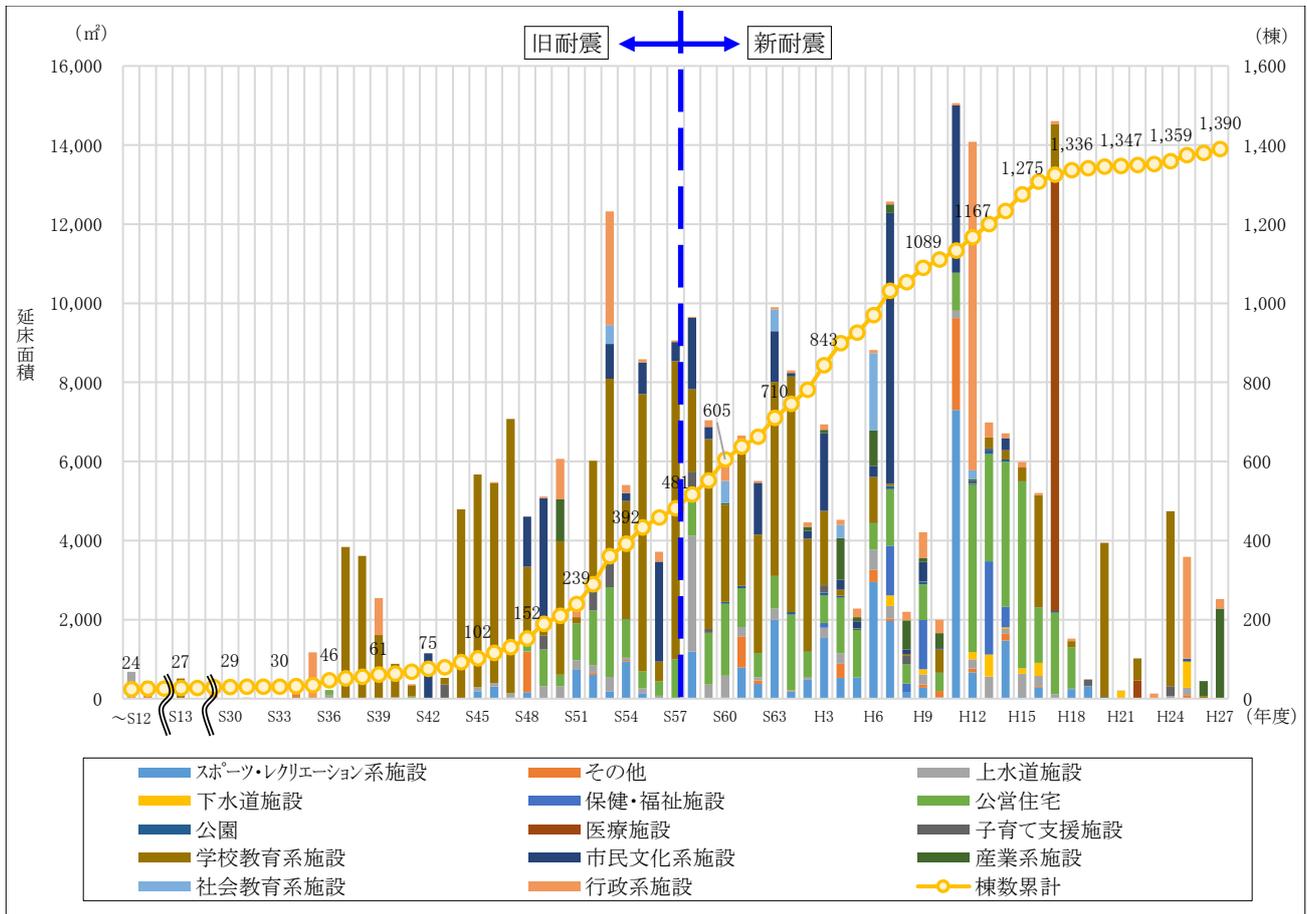


図 2-9 建築年度別の公共建築物の延床面積

※ 試算ソフト：財団法人自治総合センターが行った「公共施設及びインフラ資産の更新に係る費用を簡便に推計する方法に関する調査研究」に基づき開発され、総務省監修のもと、一般自治体等に向け公開されたソフトウェアで、将来の財政運営の参考となる更新費用を簡便に推計できることから多くの地方自治体が活用している。

本市の公共建築物の総量から、人口一人当たりの延床面積を算定すると、以下のようになります。

<p>公共建築物の人口一人当たり延床面積 (㎡/人) = 公共建築物の延床面積 (約 291,317.5 ㎡) ÷ 人口 (42,587 人) ※ 常陸大宮市人口一人当たり延床面積 6.80 ㎡</p>

※国勢調査確定値 (2016年10月26日)

また、平成24年に公表された「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告」(東洋大学 PPP センター)によれば、人口が本市と同規模(4.25~4.5万人)である20自治体の、人口一人当たりの延床面積の平均指標は5.04㎡/人という結果となっており、全国における平均指標は3.42㎡/人でありました。(図2-10)

参考に、本市の人口一人当たりの延床面積を比較すると、全国平均の199%(6.80㎡/3.42㎡)、約2倍の水準となっています。

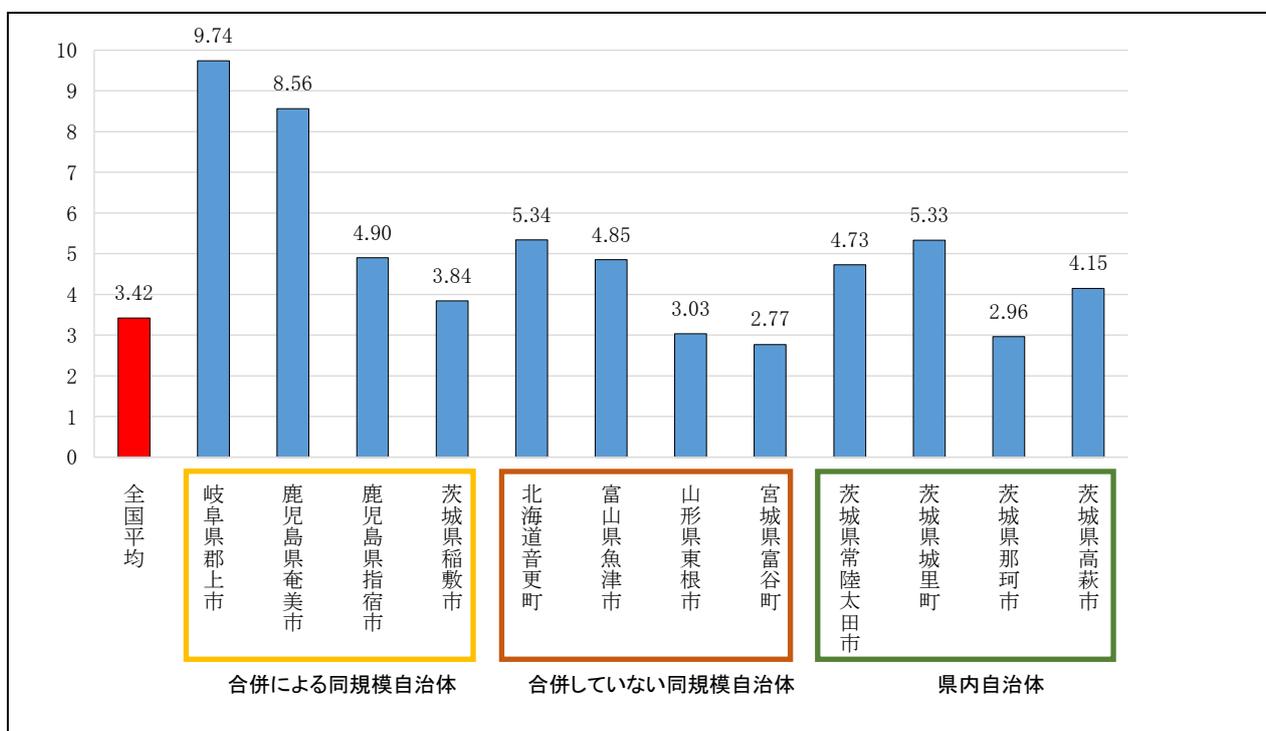


図2-10 公共建築物の一人当たり延床面積の自治体比較

※全国平均値(981市区町村)は東洋大学「全国自治体公共施設延床面積データ」(平成24年1月11日)を参考に作成。このデータの中では、常陸大宮市は5.76㎡/人となっている。

③公共建築物の耐震化の状況

平成 23 年 3 月に本市が策定した「常陸大宮市建築物耐震改修促進計画」に基づく平成 27 年度末現在の市有特定建築物の耐震化率は 72.7%となっています。(表 2-2) 特定建築物については、耐震化率 100%を目指し、耐震化を進めています。特定建築物に該当しない施設についても、建築基準法の改正(昭和 56 年)以前の旧耐震基準により建築された施設について、計画的に耐震化を進める必要があります。

表 2-2 市有 1 号特定建築物の耐震化状況(平成 27 年度末現在)

用途	棟数 総数 A	旧耐震基準の建築			新耐震基 準建築 E = A - B	耐震性 あり F = C - D + E	耐震化が 必要な特 定建築物 G = A - F	耐震化率 H = F / A
		計 B	うち、耐 震性能確 認済 C	うち、耐 震改修済 D				
学校	24	12	0	9	12	21	3	87.5%
病院	1	0	0	0	1	1	0	100.0%
社会福祉施設	2	0	0	0	2	2	0	100.0%
市営住宅	6	0	0	0	6	6	0	100.0%
庁舎等	3	1	0	0	2	2	1	66.7%
その他(旧校舎等)	19	11	0	0	8	8	11	42.1%
合計	55	24	0	9	31	40	15	72.7%

(3) インフラ施設の状況

本市が保有する主要なインフラ施設の現状は、道路延長約 2,463.4km(市道、農道、林道)、橋梁 774 箇所、上水道管路の延長約 731.0km、下水道管渠の延長約 74.5km、農業集落排水約 159.5km、公園 52 箇所となっています。これらのインフラ施設は、整備された年度が集中していた場合、更新時期も集中するため、公共建築物と同様、施設の長寿命化等により財政負担の平準化を図る必要があります。

以下、インフラ施設の種別ごとに現在の状況を示します。

①-1 道路施設(市道)

市道の総延長は、平成 27 年度末において約 2,248.9km となっています。(表 2-3-1)

今後は、主要な幹線道路について、国土交通省「道路ストック点検」の項目である舗装面・法面・街路灯・歩道橋・標識の点検を実施し、計画的に維持修繕を進めていきます。また、その他の道路についても計画的な修繕に努めていきます。

表 2-3-1 市道の総量(平成 27 年度末)

市道		
1 級市道	総延長 (m)	131,053.4
	道路面積 道路部 (㎡)	830,505.0
2 級市道	総延長 (m)	95,812.0
	道路面積 道路部 (㎡)	470,399.0
その他の市道	総延長 (m)	2,022,056.4
	道路面積 道路部 (㎡)	5,058,585.0
うち自転車歩行者道	総延長 (m)	189.0
	道路面積 道路部 (㎡)	702.0

①-2 道路施設（農道）

農道の総延長は、平成 27 年度末において約 108.3km となっています。（表 2-3-2）

表 2-3-2 農道の総量（平成 27 年度末）

農道	
総延長(m)	総延長面積(m ²)
108,323	268,602

①-3 道路施設（林道）

林道の総延長は、平成 27 年度末において約 106.2km となっています。（表 2-3-3）

表 2-3-3 林道の総量（平成 27 年度末）

林道	
総延長(m)	総延長面積(m ²)
106,192	425,177

②-1 橋梁施設（市道）

市道に設置している橋梁は、平成 27 年度末において 749 橋となっています。（図 2-11-1）

これらの橋梁を、法定耐用年数の 60 年で更新（架け替え）すると仮定した場合、平成 5 年度に整備した橋梁の更新が必要となる時期は平成 65 年度となります。

本市では、平成 25 年 3 月に、15m 以上の橋梁を対象に「常陸大宮市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しています。引き続き、この計画に基づき予防保全のための修繕工事を推進し、橋梁の長寿命化を図ります。また、15m 未満の橋梁についても、平成 27 年度から点検を進めています。

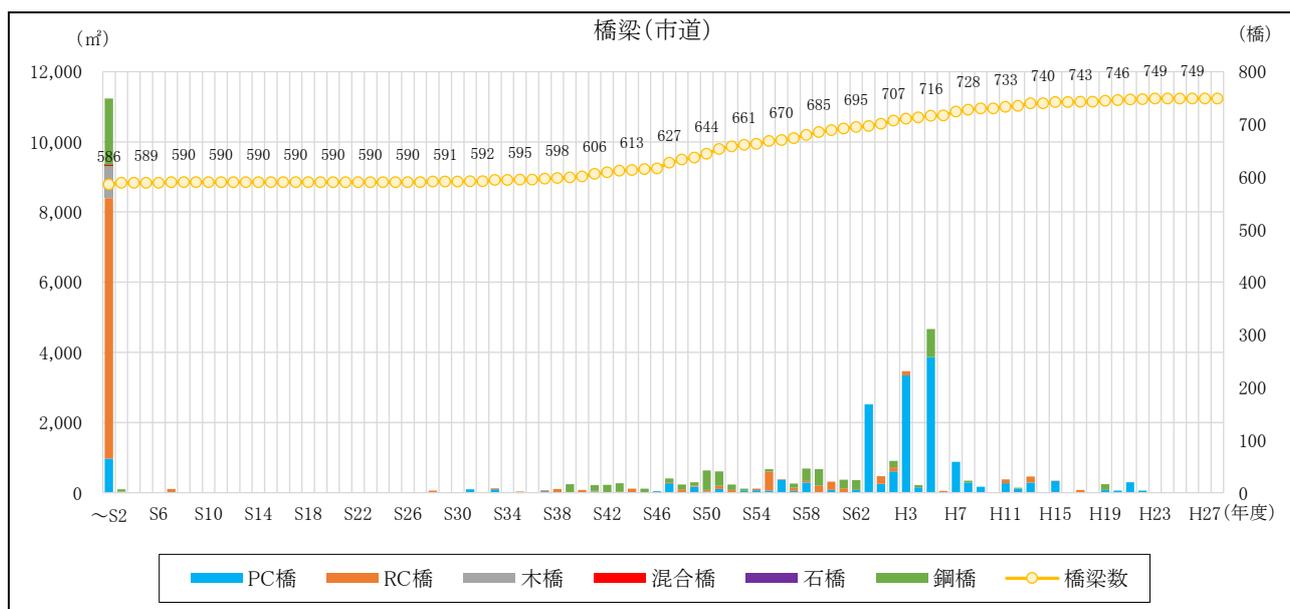


図 2-11-1 橋梁（市道）の構造別・年度別の整備量（面積・橋数）（平成 27 年度末）

②-2 橋梁施設（農林道）

農林道に設置している橋梁は、平成 27 年度末において 25 橋となっています。（図 2-11-2）

これらの橋梁を、法定耐用年数の 60 年で更新（架け替え）すると仮定した場合、昭和 38 年度に整備した橋梁の更新が必要となる時期は平成 35 年度となります。

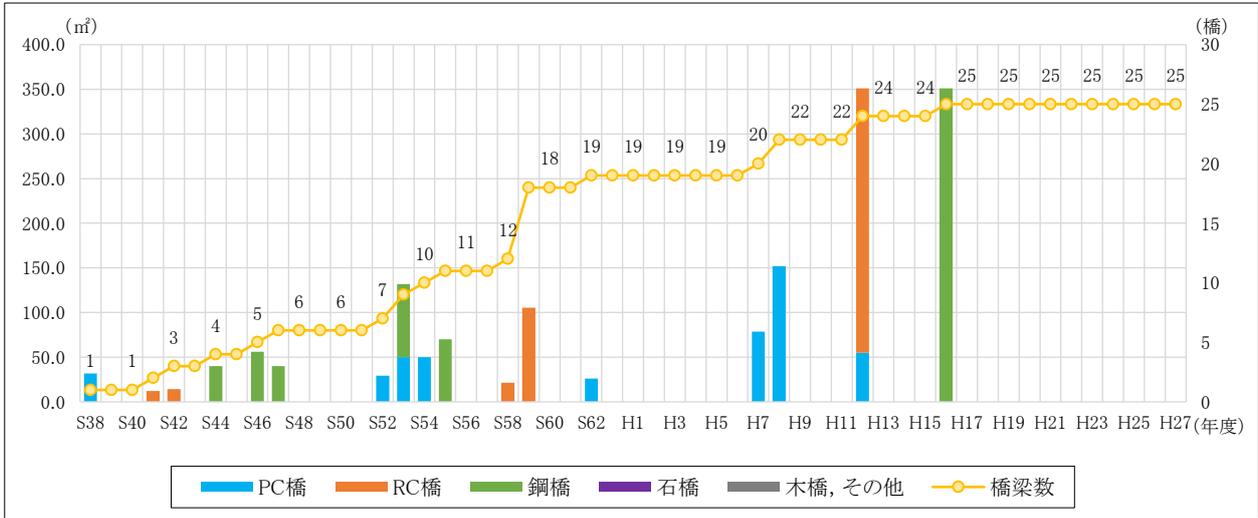


図 2-11-2 橋梁（農林道）の構造別・年度別の整備量（面積・橋数）（平成 27 年度末）

③上水道施設

上水道施設は、昭和 53 年度と平成 10 年度に大規模な整備を行っていて、平成 27 年度末において総延長約 731.0 km となっています。（図 2-12）

これらを、上水道管路の法定耐用年数である 40 年で更新すると仮定した場合、今後、上水道施設の更新のピーク時期は、平成 30 年度と平成 50 年度となります。

平成 21 年 7 月に「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（厚生労働省）が示されていますが、今後はこの手引きに準じて、点検や修繕対策、計画的な更新等の予防保全の取組を推進し、上水道施設の資産管理計画の策定や水道事業の運営基盤の強化策を検討していきます。

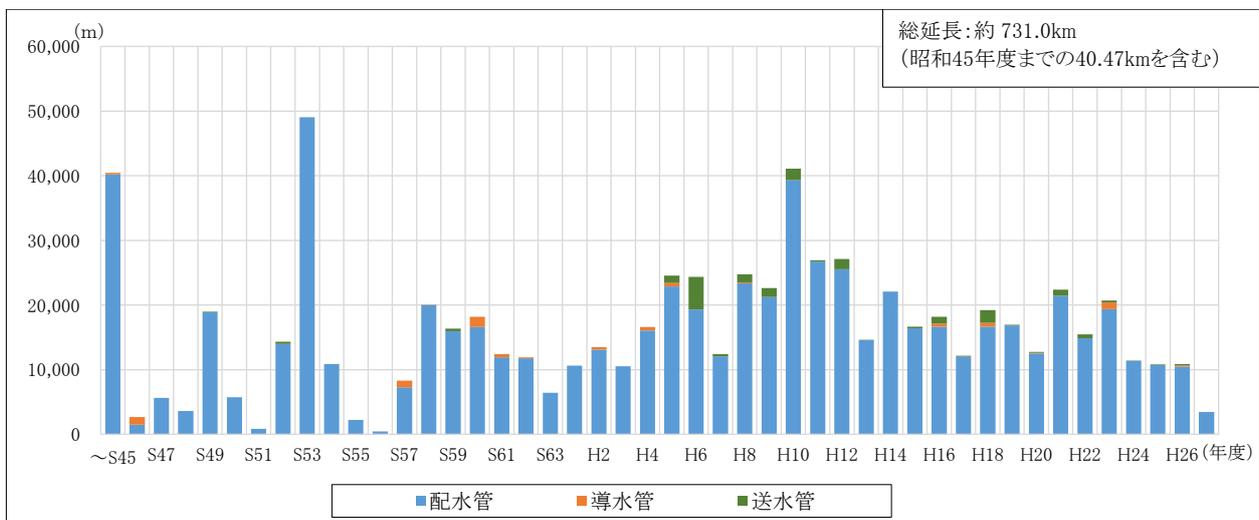


図 2-12 上水道（管路）年度別整備延長（平成 27 年度末）

④下水道施設

下水道施設（管渠）は、平成2年度から整備を進め、平成27年度末において総延長約74.5kmとなっています。（図2-13）

これらを法定耐用年数50年で更新すると仮定した場合、今後の更新時期は、24年後の平成52年度から始まります。

平成25年9月に、国土交通省が「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）」を示しています。本市においては今後これらを参考として、下水道施設における、持続的な事業の実施を図るためのストックマネジメント手法の普及促進と、効率的な修繕事業を推進していきます。

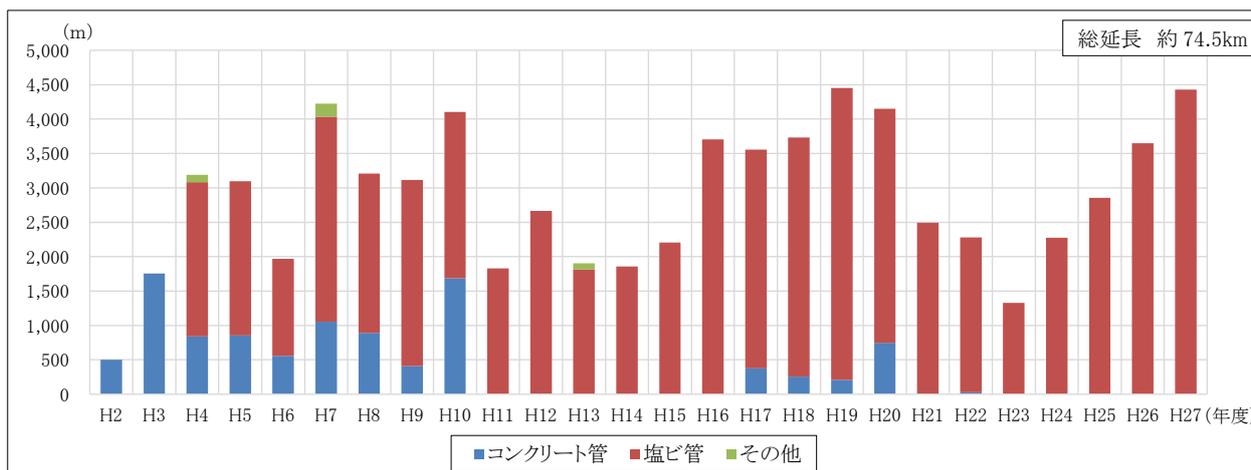


図2-13 下水道（管渠）年度別整備延長（平成27年度末）

⑤公園施設の現状

公園施設は、敷地面積 162.5 万㎡を保有しており、人口一人当たりの公園面積は、38.2 ㎡/人（162.5 万㎡/42,587 人）です。これは、全国平均水準 5.8 ㎡/人よりはるかに多く、10 万人未満の同規模市町村の平均水準 12.3 ㎡/人と比較しても、その 3 倍以上の水準となっています。

今後とも、植栽の管理費や安全に配慮した既存施設の修繕費が必要となるため、公園施設の総量を適正規模にスリム化する必要があります。また、計画的な管理に必要な台帳を整備し、公園施設の安全管理と長寿命化対策に取り組むことも必要です。平成 24 年 4 月に「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（国土交通省）が示されていますので、この指針に沿って、中長期的な視点をもって、維持管理、修繕、更新、統廃合等を検討し、公園施設の適切な管理に努めます。

表 2-4 公園の整備量内訳（平成 27 年度末）

所在地域	公園数	面積
大宮地域	22 箇所	1,223,534 ㎡
山方地域	23 箇所	116,211 ㎡
美和地域	2 箇所	26,547 ㎡
緒川地域	3 箇所	240,375 ㎡
御前山地域	2 箇所	17,872 ㎡
合計	52 箇所	1,624,539 ㎡

⑥農業集落排水施設の現状

農業集落排水施設は、平成 4 年度から平成 23 年度までの間整備を行い、平成 27 年度末において総延長約 159.5 km となっています。（表 2-5）

排水施設（管渠）を、下水道施設に準じて 50 年で更新すると仮定した場合、今後の更新時期は、26 年後の平成 54 年度から始まります。排水処理場については、平成 46 年度に更新時期を迎えることとなります。

今後は、農業集落排水施設の資産管理計画の策定とともに、「農業集落排水施設におけるストックマネジメントの手引き（案）」（平成 24 年 3 月、社団法人地域環境資源センター）に準拠した、ストックマネジメント手法の普及促進と、効率的な修繕事業を推進していきます。

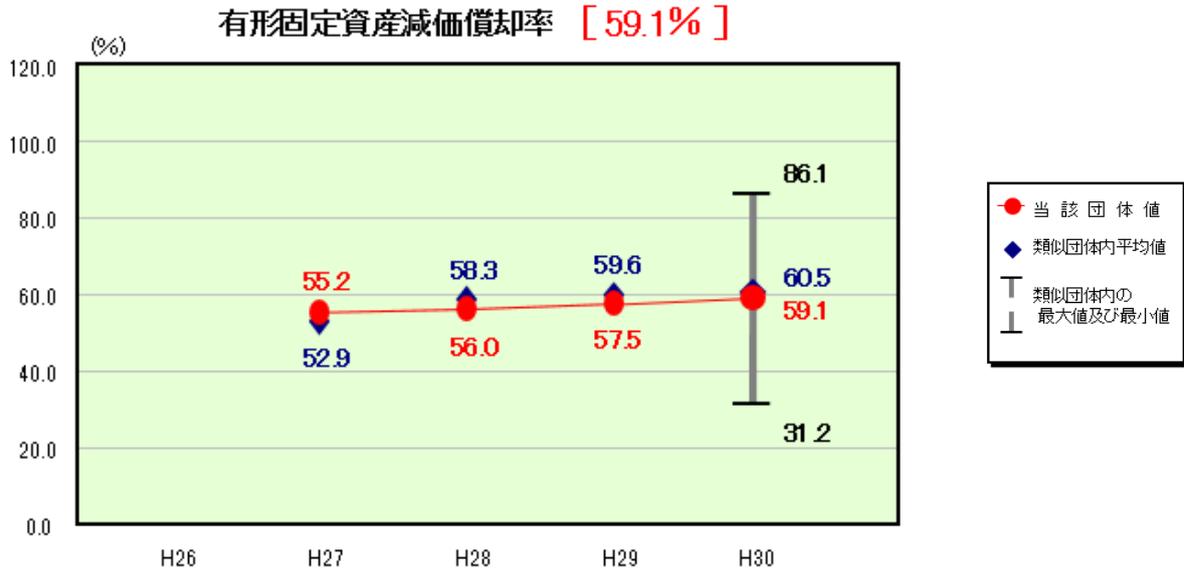
表 2-5 農業集落排水管渠延長数（平成 27 年度末）

地域	管渠延長(m)	備考
大宮地域	45,437.0	高渡, 岩崎, 富岡, 塩原, 岩瀬地区
山方地域	9,221.0	西野内地区
美和地域	38,822.0	鷲子, 美和中部地区
緒川地域	36,701.0	大岩小舟, 油河内, 小瀬地区
御前山地域	29,344.0	長倉, 野口地区
合計	159,525.0	

(4) 有形固定資産減価償却率の推移

平成 30 年度の有形固定資産減価償却率は、59.1 ポイントで類似団体平均値と比較し 1.4 ポイント低い水準にあるが、前年度より 1.6 ポイント増の上昇傾向にあります。

これは、本市における幼稚園や保育所、公民館等をはじめとした公共施設の大部分が、行政需要の拡大に伴い昭和 50 年代から平成 9 年頃にかけて整備されたことによるもので、今後、現有する施設を将来にわたり継続していくには、施設管理費の更なる増大が見込まれます。



出典：財政状況資料集（平成 30 年度）

4 公共施設等の更新費の将来見通し

(1) 将来の更新費用の推計方法

公共建築物とインフラ施設を含めた将来の更新費用については、試算ソフトの標準的な更新単価と耐用年数に準拠して算出し、施設種別ごとに更新費用を試算します。（表 2-6-1、表 2-6-2）

なお、試算の期間については、主な公共施設の更新時期を踏まえ、40 年間とします。

表 2-6-1 更新費用の概算方法

種別	既定の長寿命化計画の有無	概算方法
公共建築物	無し	総務省の算定基準で推計 (下表参照) 表2-6-2
道路	無し	市の実績値より推計
橋梁	一部有り (常陸大宮市橋梁長寿命化修繕計画 平成25年3月)	総務省の算定基準で推計 (次ページ参照) 表2-8
上水道	無し	総務省の算定基準で推計 (次ページ参照) 表2-9
下水道	無し	総務省の算定基準で推計 (次ページ参照) 表2-10
農業集落排水	無し	総務省の算定基準で推計 (次ページ参照) 表2-10
公園	無し	市の実績値より推計

表 2-6-2 法定耐用年数の設定

施設	更新年度	数量
公共建築物	60年で建て替え(30年で大規模改修) ※1	延床面積 (㎡)
道路	15年で舗装の打換は過大 ※2	円/年 (5ヵ年平均値)
橋梁	60年で架替え ※3	面積 (㎡)
上水道	40年で更新 ※3	延長 (m)
下水道	50年で更新 ※3	延長 (m)
農業集落排水	50年で更新 ※3	延長 (m)
公園	遊具・照明等材質構造による小規模・多種 ※2	円/年 (5ヵ年平均値)

※1 「耐久計画の考え方」一般社団法人日本建築学会

※2 5ヵ年平均の市実績値

※3 法定耐用年数

【推計条件】

○公共建築物（表 2-7）

- ・公共建築物の大分類ごとの単価に延床面積を乗じることで、更新費用を算出する。
- ・更新の時期は、整備時から 30 年で大規模改修をし、60 年で建て替えとする。

表 2-7 公共建築物の更新費用単価

更新（建て替え）	
施設大分類	費用単価
市民文化系，社会教育系，行政系等施設	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡
学校教育系，子育て支援施設等	33万円/㎡
公営住宅	28万円/㎡
大規模改修（上記の建て替え費用の約 6 割※）	
施設大分類	費用単価
市民文化系，社会教育系，行政系等施設	25万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系等施設	20万円/㎡
学校教育系，子育て支援施設等	17万円/㎡
公営住宅	17万円/㎡

○橋梁（表 2-8）

- ・部材ごとの単価に橋梁の面積（㎡）を乗じることで，更新費用を算出する。
- ・更新の時期は，整備時から 60 年とする。

表 2-8 橋梁の更新費用単価

更新	
部材	単価
プレストレストコンクリート（PC）橋	42.5 万円／㎡
鋼 橋	50.0 万円／㎡
鉄筋コンクリート（RC）橋 その他	44.8 万円／㎡

○上水道（表 2-9）

- ・管径ごとの単価に水道管の延長距離を乗じることで，更新費用を算出する。
- ・更新の時期は，整備時から 40 年とする。

表 2-9 上水道の更新費用単価

導水管／送水管		配水管	
管径	単価	管径	単価
300 mm未満	100 千円／m	150 mm以下	97 千円／m
		200 mm以下	100 千円／m
		250 mm以下	103 千円／m
		300 mm以下	106 千円／m
		350 mm以下	111 千円／m
		400 mm以下	116 千円／m
		450 mm以下	121 千円／m

○下水道，農業集落排水（表 2-10）

- ・管種ごとの単価に下水道管の延長距離を乗じることで，更新費用を算出する。
- ・更新の時期は，整備時から 50 年とする。

表 2-10 下水道，農業集落排水の更新費用単価

更新	
管種	単価
コンクリート管	124 千円／m
陶管	124 千円／m
塩化ビニル管	124 千円／m
更生管	134 千円／m

(2) 公共建築物の更新費の見通し

公共建築物の更新については、更新等基準年数（30年大規模改修，60年建て替え）と更新単価を用いて、同規模で更新すると仮定した場合、今後40年間の累計更新費用は約1,057.9億円で、年平均にすると約26.4億円が必要となります。なお、年間45億円以上の更新が集中する年度は、平成41年度，平成42年度，平成47年度，平成50年度，平成67年度となる見通しです。

更新費用等に充当可能な投資的経費の年平均は、「既存更新分（既存施設の建て替え等の経費）」では約4.6億円，「新規整備分」「用地取得分」を含めると1年当たり約8.4億円となっています。（図2-14）

なお、今後の更新費用については、下記に示すように充当可能な財源の目安を超える年度があることから、施設の長寿命化等により財政負担の平準化を図る必要があります。

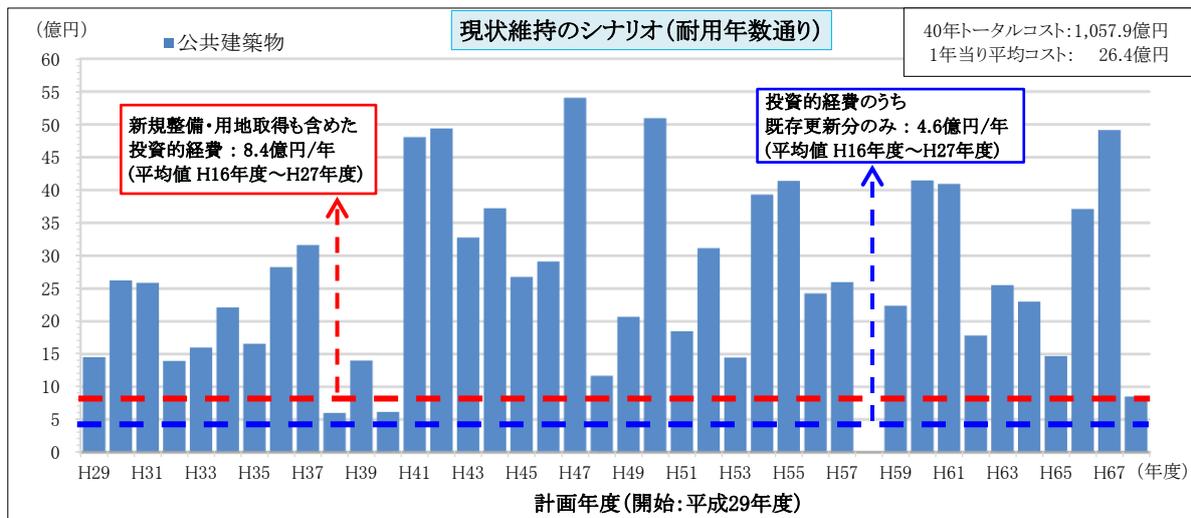


図 2-14 公共建築物に関する将来の更新費用の推計

(3) インフラ施設の更新費の見通し

①道路施設の更新費

道路については、「減価償却資産の耐用年数表^{*}」では、舗装の法定耐用年数を15年としています。これに基づいて舗装路面を全面打換えすると、現状の管理水準と乖離した過大な更新費用となります。このことから、道路施設の更新費用の試算については、過去5年間の実績値に基づく平均額を、1年当たりの更新費用と仮定します。

その結果、1年当たりの更新費用は、約2.1億円となり、今後40年間では約84.4億円となります。

今後は、道路の計画的な維持・修繕・更新等を推進し、財政負担の平準化を図る必要があります。

②橋梁施設の更新費

本市では、市道橋梁749橋、農道橋梁25橋を保有していますが、15m未満の橋梁を含めた全橋を網羅したライフサイクル費用算定が必要となることから、更新基準年数60年と橋梁の標準的な更新単価を用いて、今後40年間の橋梁施設の更新費用を試算します。試算による更新費用は、約153.1億円、1年当たり約3.8億円となります。

(図2-15)

今後の更新費用については、常陸大宮市橋梁長寿命化修繕計画を推進することにより、財政負担の平準化を図り、必要な財源を確保していく必要があります。

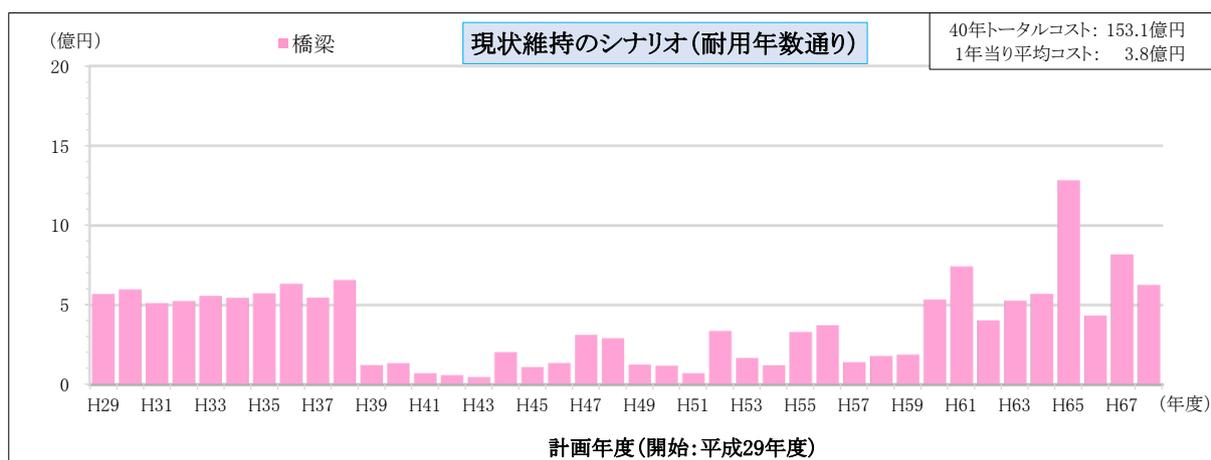


図2-15 橋梁に関する将来の更新費用の推計

③上水道施設の更新費

上水道施設(管路)については、法定耐用年数の40年で更新すると仮定して、今後40年間の更新費用を試算すると、累計更新費用は約713.6億円、1年当たりの更新費用は約17.8億円となり、平成30年度、平成50年度に更新時期が集中することとなります。

上水道施設の更新費用等に充当可能な投資的経費の年平均は、上水道施設に係る「既存更新分」が約4.4億円、「新規整備分」「用地取得分」も含めると約6.0億円となります。(図2-16)

今後の更新費用については、いずれも充当可能な財源の目安を超える推計結果となることから、施設の長寿命化を図ることで今後1年当たりのライフサイクル費用を縮減しながら、財源を確保していくことが必要となります。

^{*} 減価償却資産の耐用年数表：減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月大蔵省令第15号)より。

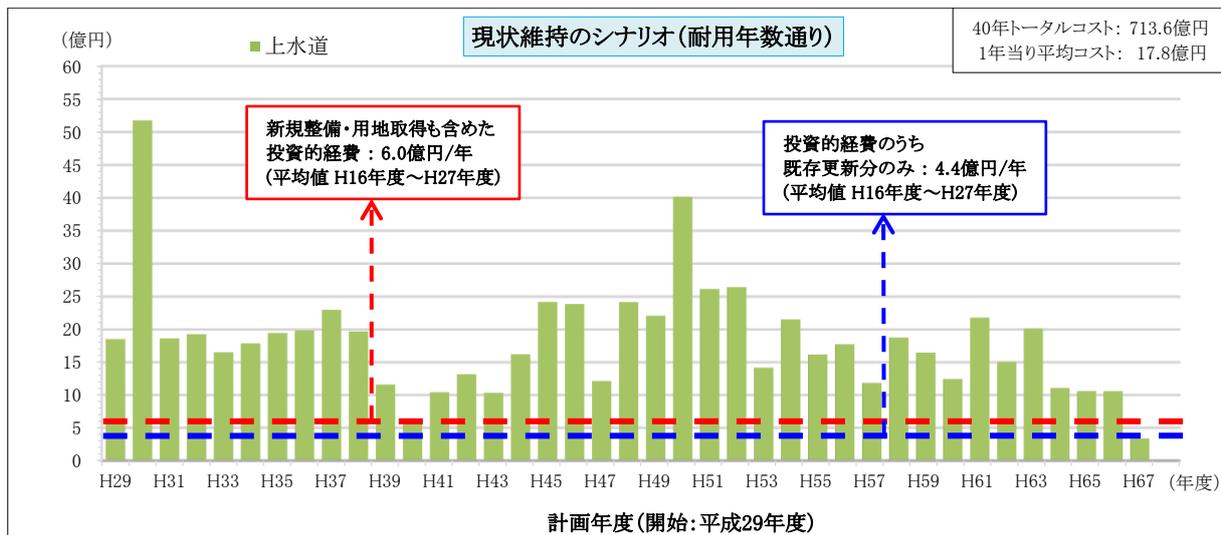


図 2-16 上水道に関する将来の更新費用の推計

④下水道施設の更新費

下水道施設(管渠)については、法定耐用年数の50年で更新すると仮定し、今後40年間の下水道施設の更新費用を試算すると、累計更新費用は約58.0億円、1年当たりの更新費用は約1.5億円となり、平成54年度から毎年平均的な更新費用が発生することとなります。

下水道施設の更新費用等に充当可能な投資的経費の年平均は、「新規整備分」「用地取得分」も含めて約3.0億円となります。(図2-17)

今後の更新費用については、下記に示すように充当可能な財源の目安を超える年度があることから、施設の長寿命化を図ることで今後1年当たりのライフサイクル費用を縮減しながら、財源を確保していく必要があります。

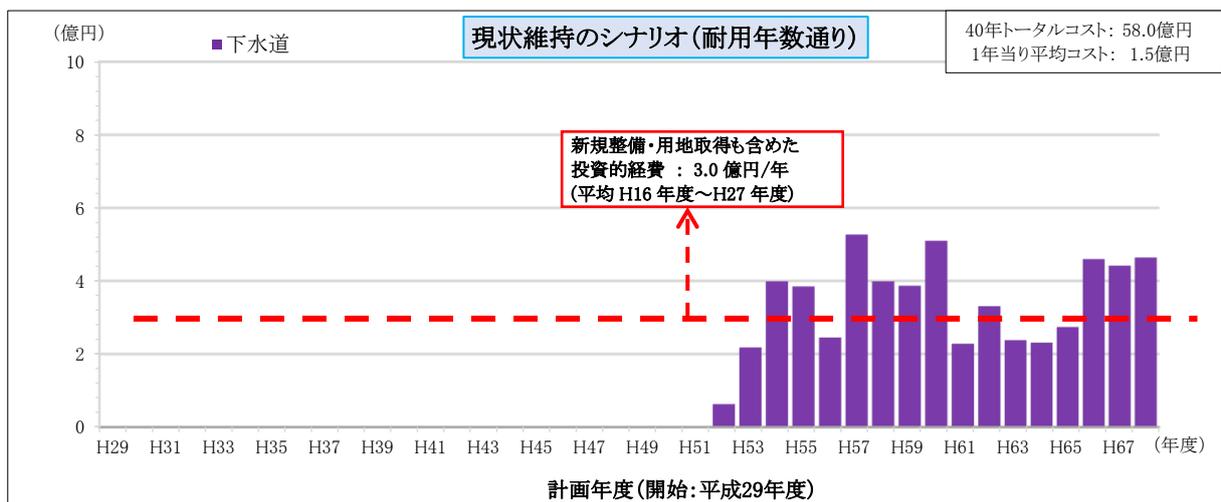


図 2-17 下水道施設(管渠)に関する将来の更新費用の推計

⑤公園施設の更新費

公園施設については、遊具や照明設備など、材質や構造に応じて更新の年数が多様に異なってくるため、更新費用の試算に当たっては、過去の実績値に基づく平均額を1年当たりの更新費用と仮定します。

その結果、1年当たりの更新費用は約0.14億円となり、今後40年間の更新費用は約5.6億円となります。

今後は、施設の総量の適正化に取り組むとともに、安全に配慮した遊具等の総合的な管理を行いながら、計画的な維持・修繕・更新等を推進していく必要があります。

⑥農業集落排水施設（管渠）の更新費

農業集落排水施設（管渠）については、下水道施設に準じて50年で更新すると仮定し、今後40年間の更新費用を試算すると、累計更新費用は約163.5億円、1年当たりの更新費用は約4.1億円となり、平成60年度前後に更新時期が集中することとなります。

また、農業集落排水施設の更新費用等に充当可能な投資的経費の年平均は、「新規整備分」、「用地取得分」も含めて約2.1億円となります。（図2-18）

今後の更新費用については、下記に示すように充当可能な財源の目安を超える年度があることから、施設の長寿命化を図ることで1年当たりのライフサイクル費用を縮減しながら、財源を確保していく必要があります。

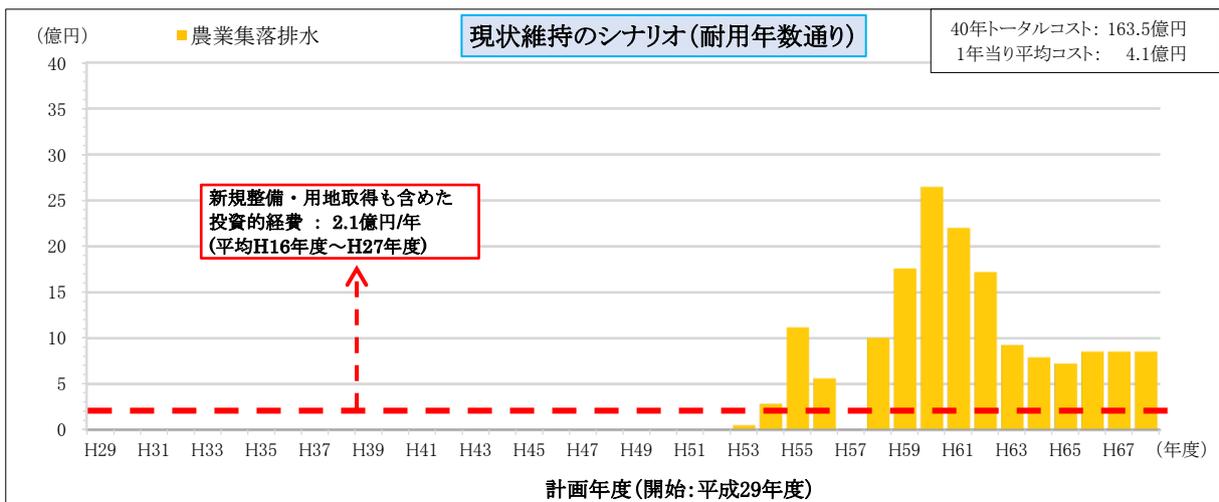


図 2-18 農業集落排水路に関する将来の更新費用の推計

(4) 公共施設等全体の更新費の見通し

公共建築物とインフラ施設を合わせた、すべての公共施設等の今後 40 年間の累計更新費用の試算結果は、約 2,236.1 億円となり、年平均にすると約 55.9 億円となります。(図 2-19)

一方、公共施設等の既存更新分に係る投資的経費の基本線は、約 11.1 億円であり、「新規整備分」と「用地取得分」を含めると、約 27.9 億円となります。(9 ページ, 図 2-7-1, 図 2-7-2)

将来更新費の年平均額が投資的経費の基本線の約 2 倍となる見通しとなることから、更新費用の縮減と平準化を図り、基本線に近づけていくことが必要となります。

$$2,236.1 \text{ 億円} \div 40 \text{ 年} = 55.9 \text{ 億円/年}$$

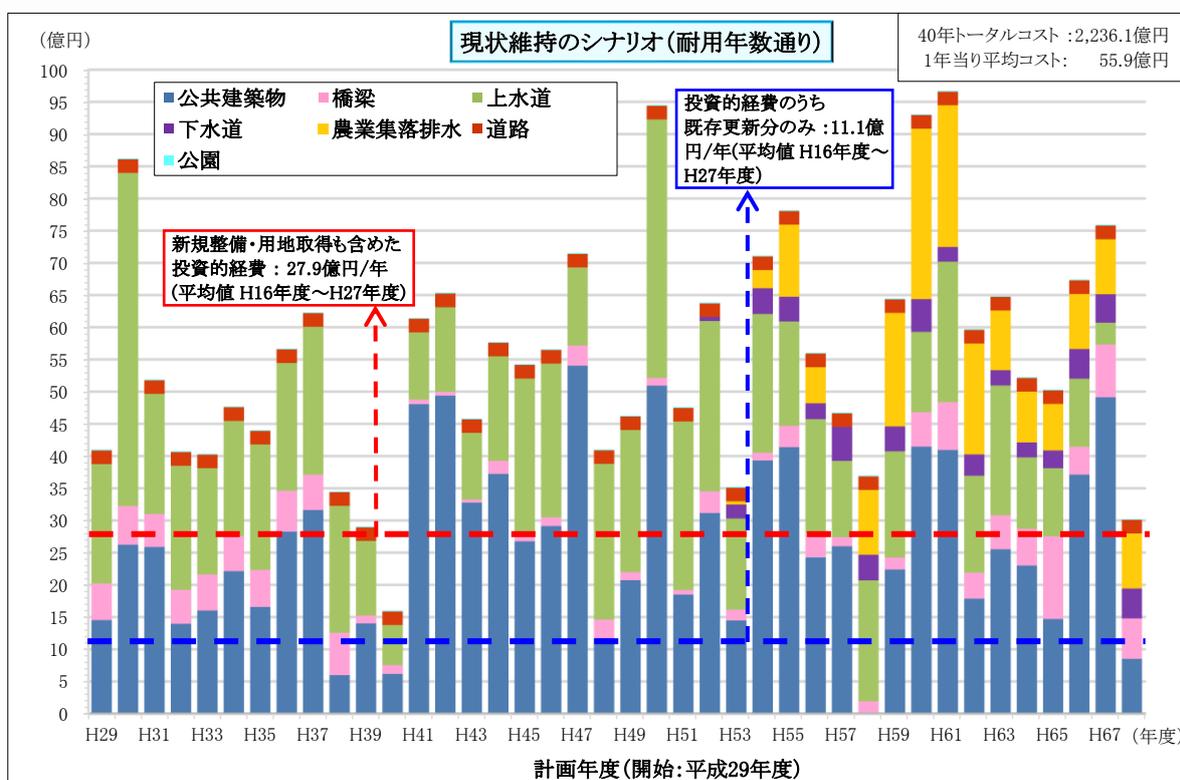


図 2-19 法定耐用年数で更新した場合の将来更新費用の推計

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針

1 基本方針の設定

(1) 公共施設等の課題認識

本市の現状及び将来更新費用を見通した上で、保有する公共施設等を、今後、適正に管理運営していく際の課題を整理すると次のとおりとなります。

本市における公共施設等の課題

- ① 法定耐用年数に基づいて、すべての公共施設等を更新した場合の将来更新費の年平均額は、投資的経費を大きく上回る試算結果となります。これを年度別にみると、まず、平成30年度に、水道管路等の更新が集中するため、最初のピークを迎えます。また、平成47年度と平成50年度には公共建築物の更新が集中します。さらに、平成60年度には、橋梁や集落排水施設等の更新が集中します。これらの更新時期を適切に分散し、財政負担の平準化を図るとともに、公共施設等の総量の適正化に取り組む必要があります。
- ② 公共建築物については、合併後に同規模かつ同用途の施設が複数あります。重複費用の問題を解消するため、公共施設をできるだけ集約・統廃合するとともに、既存施設の有効活用や機能の再配置を推進する必要があります。また、施策を効果的に推進するための機能を確保しながら、トータルコストの縮減に努める必要があります。
- ③ インフラ施設については、上水道、公共下水道、農業集落排水及び橋梁などの施設を対象に、点検・修繕等の計画的な老朽化対策を行うとともに、効率的なメンテナンスサイクルを構築する必要があります。特に、将来の更新経費の多くを占める上水道施設及び農業集落排水施設については、将来に向けた計画的な管理に取り組む必要があります。
- ④ 特に将来の更新費用に占める割合が高い上水道施設については、老朽化した管路等の更新対策を検討し、今後20年程続いていく更新時期に備え、施設の長寿命化を計画的に推進することにより、コスト縮減を図る必要があります。

(2) 課題解決に向けた基本方針

本計画を効果的に推進するためには、個別施設の状態を詳細に検証した中で、更新時期を調整し財政負担の平準化に取り組むことなど、様々な課題に適切に対応する必要があります。

その上で、公共施設等の安全・安心を確保しながら、今後も安定した維持管理を継続し、適正な管理運営をしていくために、次の五つの基本方針を定めます。

基本方針① 公共施設等の総量の適正化

- 同規模の自治体の自治体における人口一人当たりの延床面積等を勘案し、公共施設等の適正な規模や総量について検討します。
- 同一用途の公共施設の集約化や、複合化・多機能化を推進します。
- インフラ施設の現状を把握し、効果的かつ必要最小限の整備に努めます。

基本方針② 公共施設等の長寿命化

- 施設の健全度と利用度を把握した上で、継続して利用する施設については、必要に応じ長寿命化を図り、サービス水準を維持します。
- 点検・修繕・改修・更新等の中長期的な管理サイクルを構築し、施設の適切な維持管理に取り組みます。

基本方針③ 公共施設の再編・利活用

- 将来人口の予測等を踏まえ、公共建築物の再配置、機能の複合化等に努めるなど、持続可能な適正規模の施設運営を推進します。
- 施設廃止後の転用・跡地利用等に当たり、民間活用なども視野に入れて有効活用を検討します。
- 借地により設置している公共施設については、継続して利用する場合には買収等による取得を推進し、施設の廃止や統合等により不要となった場合には、借地の返還を進めます。

基本方針④ 個別施設のコスト縮減

- 長寿命化計画の策定等に基づき、個別施設ごとに耐用年数の数値目標を設定した上で、施設の改修等の際には高耐久材を利用するなど、ライフサイクルの延長による費用負担の軽減を図ります。

基本方針⑤ 公共施設等に係る費用負担の平準化

- 今後、公共施設等の更新費用に充当可能な財源等を調査・把握するとともに、長寿命化等により安全性を確保した上で、各施設等の更新時期を調整することにより、費用負担の平準化を図ります。

2 目標設定

(1) 将来更新費用の試算

基本方針に掲げた公共施設等の総量削減や財政負担の平準化を推進するためには、本市が保有する公共建築物の延床面積の削減目標を設定し、着実に実行していく必要があります。そこで、公共施設等の将来更新費用を見通し、公共建築物の延床面積をどの程度削減すると、充当可能財源の範囲で更新していくことが可能になるかを試算します。

公共施設等全体の更新費の見通し（25 ページ）のとおり、すべての公共施設等を、耐用年数どおりに更新した際に必要となる更新費用の平均額は、一年当たり 55.9 億円となり、更新費用に充当可能な投資的経費の年平均額 27.9 億円と比較すると、約 2 倍となります。

① 施設の長寿命化を図り公共建築物の延床面積を 40%削減したケース

まず、施設の長寿命化を行った上で、更新時期に合わせて公共建築物の延床面積を 40 年で 40%削減した場合の費用を試算します。

公共建築物のうち延床面積 1,000 ㎡以上ものについて、目標耐用年数を 60 年から 70 年に延ばし、同じく、インフラ施設のうち将来の更新費用に占める割合が高い上水道の管路についても、目標耐用年数を 40 年から、口径 100mm 以上のは 70 年に、口径 100mm 未満のものは 60 年に延ばし、それぞれ長寿命化を図ったと仮定して、試算します。

公共建築物の延床面積を 40%削減して試算した場合に、更新費用の平均額が、一年当たり 26.4 億円となり、更新費用に充当可能な投資的経費の年平均額 27.9 億円を下回る結果となりました。しかし、更新費用が投資的経費の平均額を大きく上回る年度が見られます。（図 3-1）

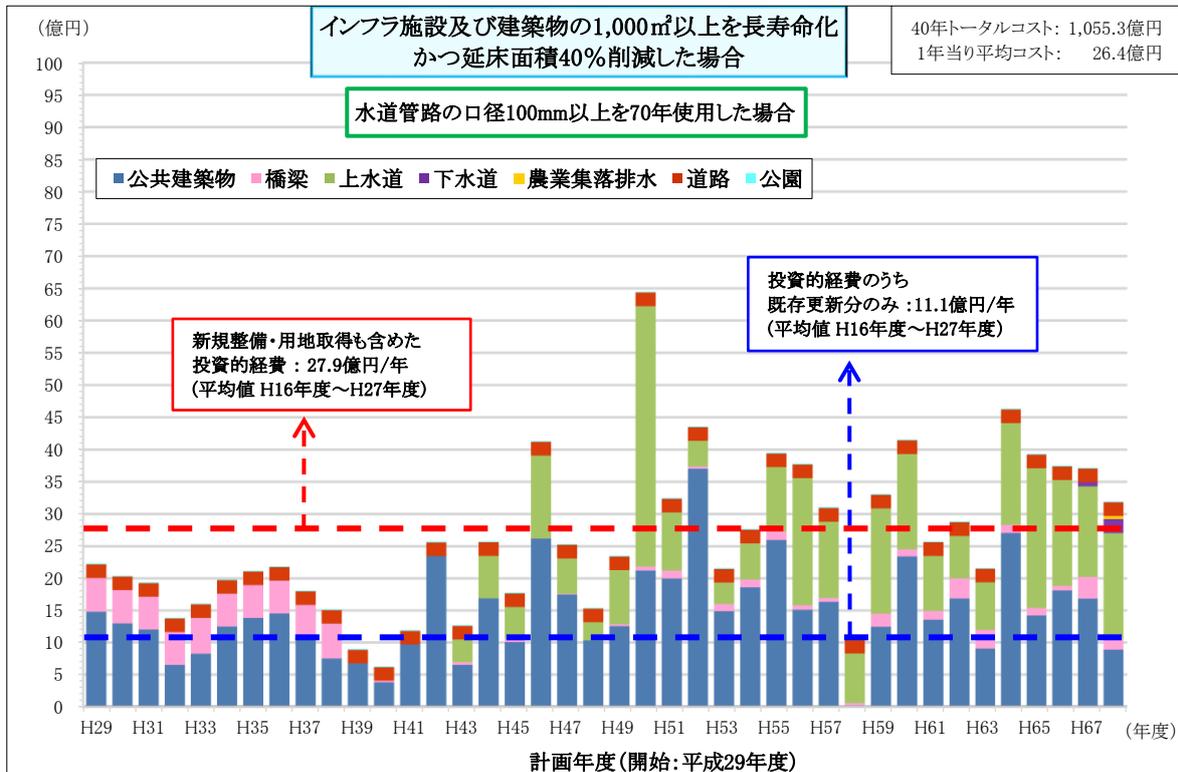


図 3-1 長寿命化を図り延床面積 40%削減した場合の将来更新費用の推計

② 長寿命化と延床面積の削減に加え、費用負担の平準化を図ったケース

次に、施設の長寿命化を図り、公共建築物の延床面積を40年で40%削減した上で、費用負担を平準化した場合で試算します。

耐用年数から3年の範囲で更新時期を前倒しして最適に調整することにより、将来更新費の費用負担が平準化されます。これにより、更新費用に充当可能な投資的経費の年平均額27.9億円に各年度の更新費が近づきます。(図3-2)

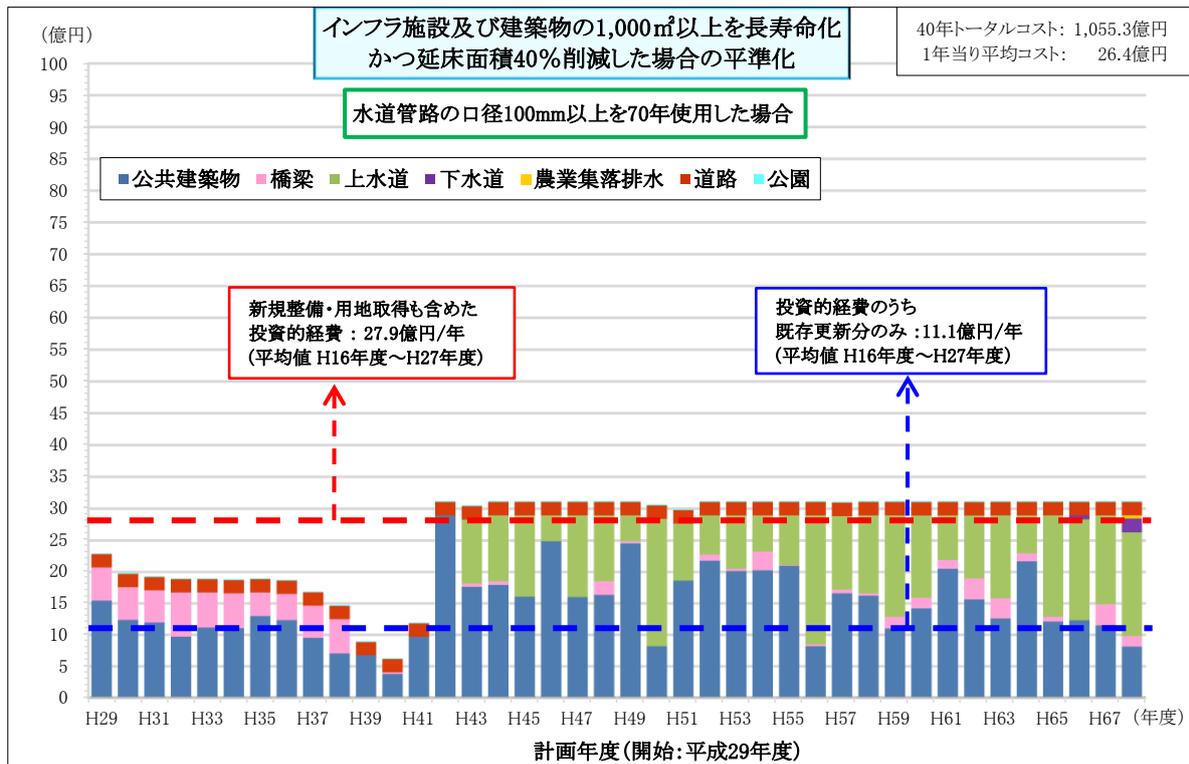


図 3-2 長寿命化と延床面積の削減に加え、平準化した場合の将来更新費用の推計

(2) 数値目標の設定

将来更新費用の試算において、今後 40 年間で公共施設の長寿命化を図り公共建築物の延床面積を 40%削減した上で、更新時期を調整し平準化した場合に、充満可能な投資的経費の年平均額に近づき、財政負担の軽減が可能となる見通しが得られる結果となりました。

なお、更新費用の試算に当たっては、取り壊しや再編・統合など、具体的な個別施設ごとに方針が決定していないことから、すべての公共建築物について、更新時に延床面積を削減することとしました。また、期間については、主な公共施設の更新時期を踏まえ 40 年間として試算しています。

この試算結果を踏まえ、計画期間における数値目標を以下のように設定します。

また、この数値目標と併せて、インフラ施設においても、効果的な長寿命化対策と需要に対応した更新対策及び新設抑制により投資的経費を縮減するものとします。

公共建築物の総量削減の数値目標

- 将来における人口の動向等に対応した、公共建築物の再編、集約・複合化及び統合・廃止を实践し、30 年間で延床面積の総量の 3 割削減を目指します。

【参考】公共建築物個別施設計画に基づく将来更新費用の推計及び効果

令和3年3月に策定した「公共建築物個別施設計画」では、本計画で掲げた公共建築物の総量削減の数値目標達成に向け、個別施設について管理方式や建物方針等の適正配置を検討するとともに、長寿命化による将来更新費用の推計及び効果を把握しています。

以下に、「公共建築物個別施設計画」で求めた将来更新費用の推計及び効果の概要を示します。

(1) 施設類型別の面積縮減率

計画期間の令和28年度(2046年度)までに目標使用年数を迎える建物のうち、「廃止・除却」(集約・複合化等の検討を含む)を予定している建物を積み上げ、将来の延床面積(計画値)をシミュレーションしました。

建物の老朽化状況や利用状況等を踏まえ、「公共建築物個別施設計画」に基づいて適切に廃止や除却を検討し、保有面積の圧縮を目指していきます。

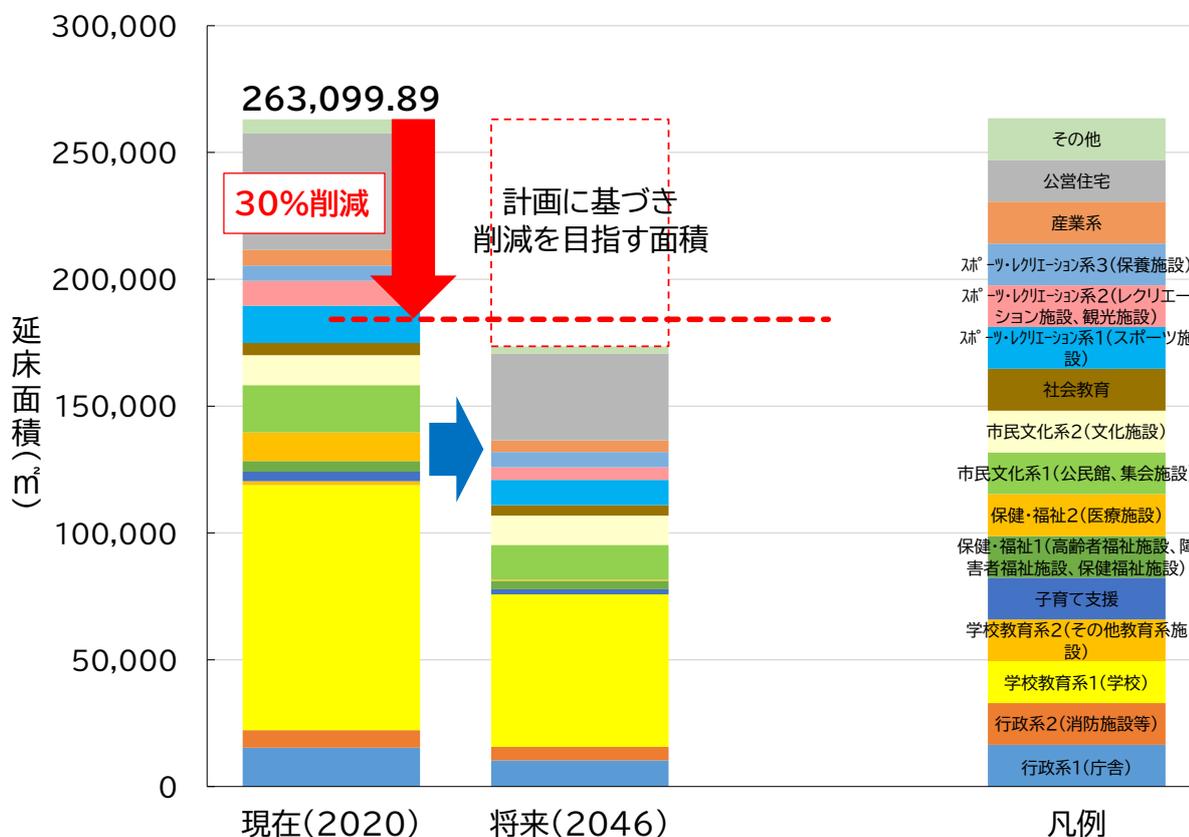


図 計画期間における保有面積の縮減

(2) 長寿命化を図り、施設保有総量を削減した場合の将来更新費用の推計

長寿命化を図り、個別施設の方針を踏まえて延床面積を30%削減した場合の将来更新費用の推計を以下に示します。

計画期間の令和28年度（2046年度）までに、単年平均で約13億89百万円が必要となります。

なお、このコスト見通しは、現在市が保有する施設を対象としたものであり、今後新設する施設は含めていません。

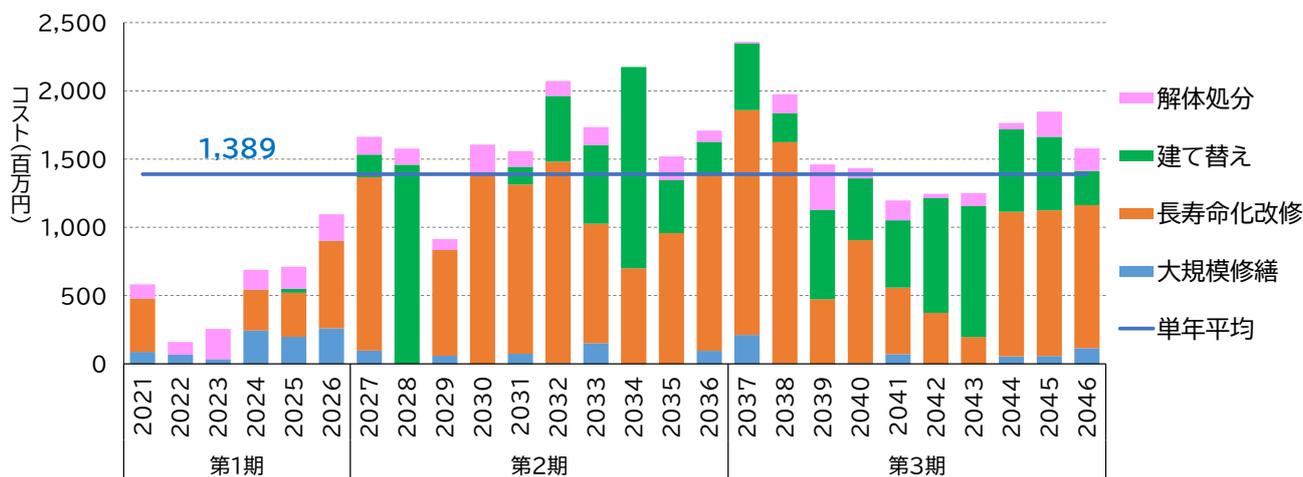


図 長寿命化を図り、施設保有総量を削減した場合の将来更新費用の推計

(3) 対策による効果

施設保有総量を30%削減し、今後も維持していく施設の長寿命化を図った場合（対策ケース）と、施設保有総量は現状を維持したまま、建て替え中心で更新した場合（無対策ケース）の、計画期間のコスト比較を行いました。算出した結果を以下に示します。

施設保有総量の削減と長寿命化の取組を実現することで、令和28年度（2046年度）までの26年間において約25.9%、年間平均約4億85百万円のコスト削減に繋がることが期待できます。

表 長寿命化及び施設保有総量の削減による効果（計画期間26年間の合計）

単位：百万円

	対策ケース (a)	無対策ケース (b)	更新費用の縮減 (c) = (a) - (b)	増減割合 (%) (c) / (b)
大規模修繕	1,880	7,759	-5,879	-75.8%
長寿命化改修	20,526	0	20,526	-
建て替え	10,440	40,985	-30,545	-74.5%
解体処分	3,290	0	3,290	-
合計	36,136	48,744	-12,608	-25.9%
単年平均	1,389	1,874	-485	-25.9%

(4) 将来更新費用推計の主な条件

将来更新費用の推計は、以下の条件で行っています。

なお、個別施設計画では、計画的な改修により長寿命化を目指す建物（長寿命化建物）と、それ以外の建物（その他建物）に区分し、方針を定めています。

表 将来更新費用推計の主な条件

	対策ケース	無対策ケース
対象期間	個別施設計画の計画期間である、令和 3（2021）年度から令和 28（2046）年度までの 26 年間	（左記と同じ）
対象建物	計画で対象とする 274 施設 685 棟	（左記と同じ）
目標使用年数	【長寿命化建物】 80 年（一部 50 年） 【その他建物】 60 年（一部 40 年）	60 年
修繕・改修時期	【長寿命化建物】 築 40 年目に長寿命化改修，築 20・60 年目に大規模修繕 【その他建物】 計画的な修繕・改修を想定せず	30 年で大規模改修
建替え・更新	個別施設の建物方針が「建替えを目指す建物」，「計画期間内は現状維持」の建物は，目標使用年数を迎えた時点で，現在と同じ規模で建て替えると想定 「集約，複合化，譲渡，廃止，除却を検討する建物」と「廃止・除却を目指す建物」は廃止・解体処分と想定	全て目標使用年数を迎えた時点で，現在と同じ規模で建て替えると想定
単価	建物の用途，規模，構造を考慮し，以下の出典データを参考として延床面積単価を設定 － 出典 1：「H31 年版建築物のライフサイクルコスト第 2 版」H31.3（監修/国土交通省大臣官房官庁営繕部，編集・発行/一般財団法人建築保全センター） － 出典 2：「令和 3 年度 新営予算単価」R2.5（国土交通省大臣官房官庁営繕部） ※ 工事単価には，設計コスト，工事管理コスト，消費税を含む	（左記と同じ）
積み残し建物の扱い	長寿命化改修や更新・解体を実施すべき時期を既に超過している建物（積み残し建物）は，計画期間中に速やかに実施することとした。	（左記と同じ）
大規模修繕履歴のある建物	大規模修繕を既に実施している長寿命化建物は，実施年を起点に 20 年後に長寿命化改修を計画	大規模修繕を既に実施している建物は，中間 30 年目の大規模改修を前倒しで実施したものとみなし，計画期間に大規模改修は実施しない

3 各種施策に関する実施方針

(1) 総合計画との整合性

- 平成 29 年 3 月にまちづくりを進める上での指針となる、常陸大宮市総合計画基本構想「ひたちおおみや未来創造ビジョン」と総合計画基本計画「ひたちおおみや未来創造アクションプラン」を策定しました。
- 基本構想は、長期的な視点に立った一貫したまちづくりビジョンとして、概ね 2050 年（平成 62 年）頃を展望した長期構想とし、目指すべき市の将来像やまちづくりの基本的な理念などを掲げ、その実現に向けた分野別の施策の枠組（施策の大綱）を定めています。
- 基本計画は、計画期間を 5 年間とし、基本構想に掲げた将来像の実現に向け、施策の大綱に基づいて、市が推進すべき個別施策の体系を具体的に定めています。また、計画期間内に重点的・優先的に取り組む施策等について、施策体系の枠組を超え、横断的かつ総合的に進める「政策プロジェクト」を設定しています。
- 持続可能なまちづくりをするため、「都市中心拠点」、「地域拠点」、「交流拠点」の三つの拠点づくりを促進し、これらの拠点を結ぶ交通網の構築を図ることにより、「魅力と活力」が集積された都市構造の実現を目指していることから、三つの拠点に公共施設等の規模や用途が適合しているか見直し、継続的な維持管理に取り組みます。

(2) 財政計画との整合性

- 生産年齢人口の減少、高齢化のさらなる進行などの社会情勢を考慮すると、市税などの増加は厳しい状況であり、また、地方交付税についても、合併自治体に適用されている合併算定替特例措置が平成 31 年度までに段階的に縮減、廃止されることに伴い、一般財源の減少が予測されることから、投資的経費の抑制に取り組みます。
- 高齢化により、扶助費等の義務的経費が増加すること等に伴い、大規模改修や更新に充当できる投資的経費をより一層圧縮する状況が予想されることから、公共施設等の管理コストの縮減に取り組みます。
- 今後、人口予測値の見直しに合わせて、人口構造の変化に即した公共建築物の再配置・跡地の利活用やインフラ施設の維持管理の効率化を図り、財源の制約の中で適正な管理に取り組みます。

(3) 人口減少対策・持続可能な地域づくりの実現との整合性

- 国の「まち・ひと・しごと創生」の取組を踏まえ、本市においても、平成 27 年 10 月に人口の現状と将来の展望提示する「常陸大宮市人口ビジョン」と今後 5 箇年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「常陸大宮市創生総合戦略」を策定しました。
- 魅力あるまちづくり、結婚・出産・子育て、雇用の創出・移住定住の三つを基本方針とし、「郷育立市」を基軸としたまちづくりに取り組んでいくことに配慮します。
- 今後、5 年ごとに人口予測値が見直された際に、人口動態や地区別の密集度合をふまえ、サービスの内容や施設の規模等が地域に適合しているか検証するとともに、少子高齢化社会に対応する適切な施設利用を推進します。

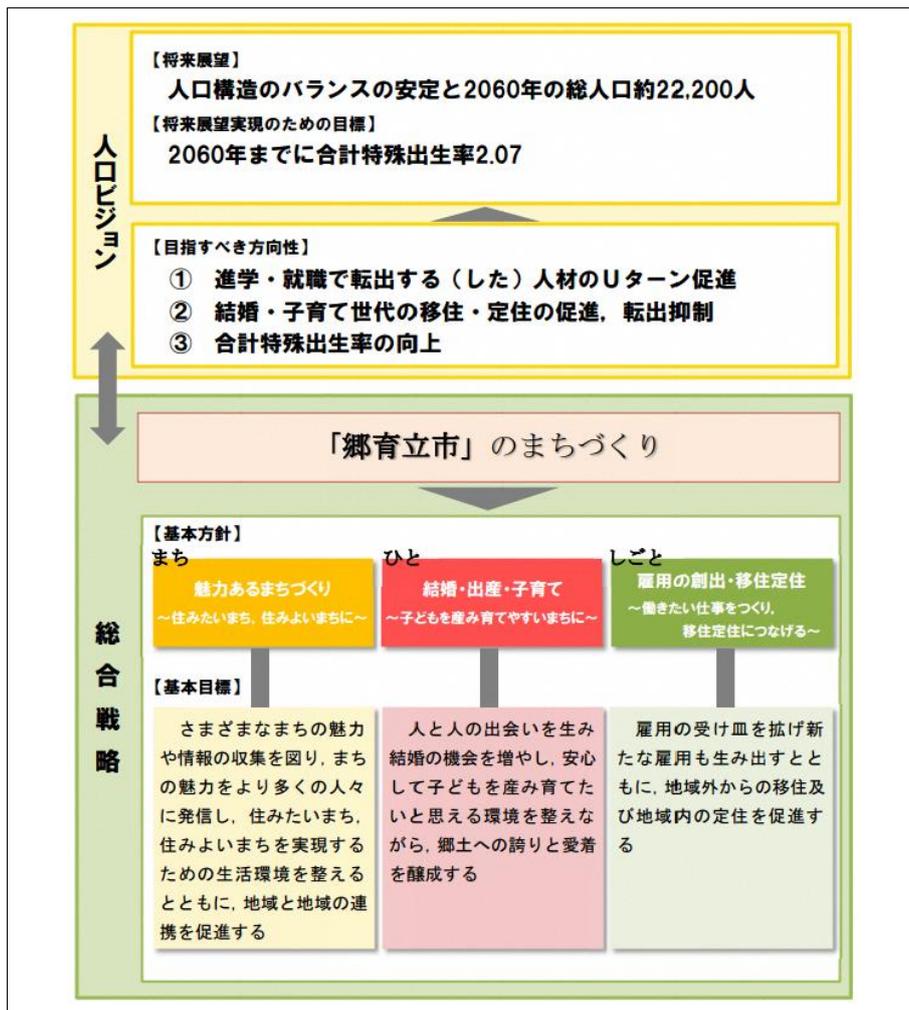


図 3-3 全体の構成（「常陸大宮市創生総合戦略」より）

4 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等の総量と人口・財源の条件を踏まえ、将来にわたり施設サービスを継続的に提供していくためには、公共施設等を良好な状態で保持し、将来世代に引き継いでいくことが重要です。そのため、各施設において、建設から維持管理・更新等に係るトータルコストを視野に入れ、点検・診断等により劣化状況や危険箇所等の状態監視を行い、それらをもとに中長期的な個別施設の長寿命化計画を策定した上で、維持管理・更新を計画的に実施します。また、これらの取り組みを効果的に推進していくため、民間活力等の活用も検討します。

(1) 保全に関する取組方針

①点検・診断等の実施方針

公共施設等は、数多くの部材や設備機器など様々な素材で構成され、それぞれ目的と機能を持っていますが、経年劣化に伴い機能が少しずつ低下していきます。そのため、施設の早期劣化や著しい機能低下の見落としを防ぎ、施設の利用者が安全かつ快適に利用できる状態を保持するため、定期的に点検・診断等を実施した上で計画的な改修を進めます。

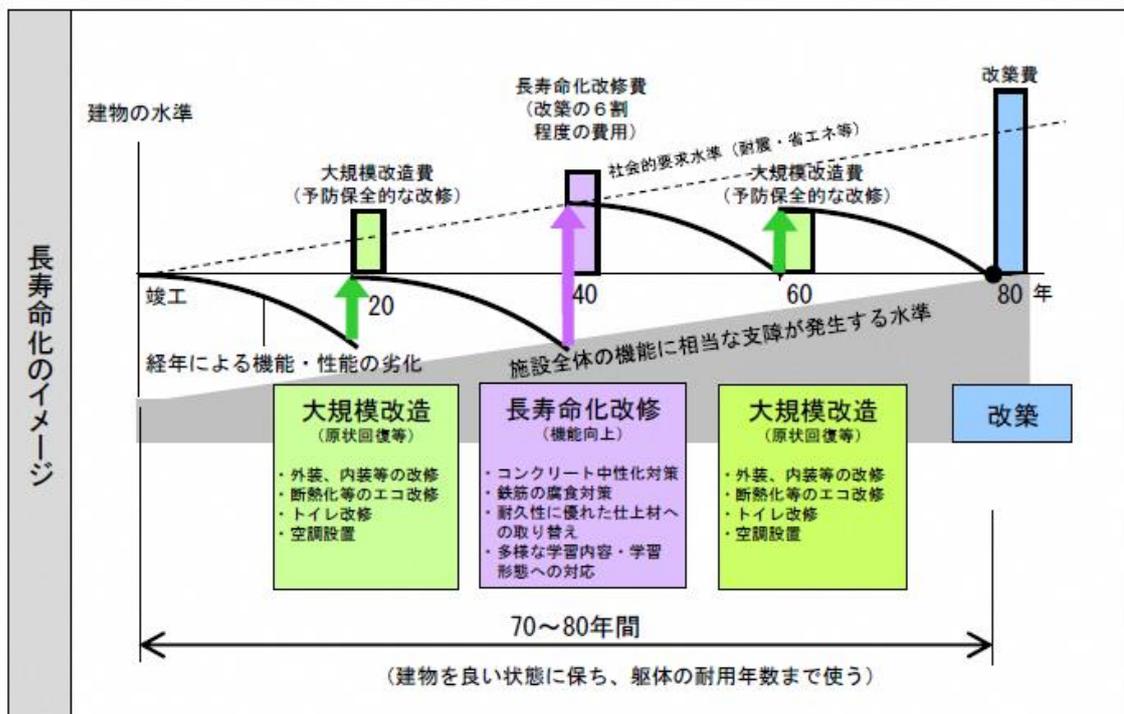


図3-4 学校施設の長寿命化イメージ
 (文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」平成27年4月)

②維持管理・改修・更新等の実施方針

すでに、インフラ施設の修繕等については、各所管課による個別施設の長寿命化計画を策定している場合は、点検・診断等の状態に即して優先順位を検討し、補修・大規模改修・更新等の事業を適切な時期に取り組みます。

一方、今後、長寿命化計画を策定する個別施設においては、事後対応型から予防保全型の管理に転換し、各施設の役割や劣化傾向等の特性を踏まえ、状態監視型又は時間計画型等[※]の適切な保全計画を策定して、計画的な維持管理に努めます。

また、日常的な巡回目視や市民からの通報等により把握した不具合に対して本市と指定管理者等が役割を分担して、速やかに対応する体制を構築し安全確保に努めます。

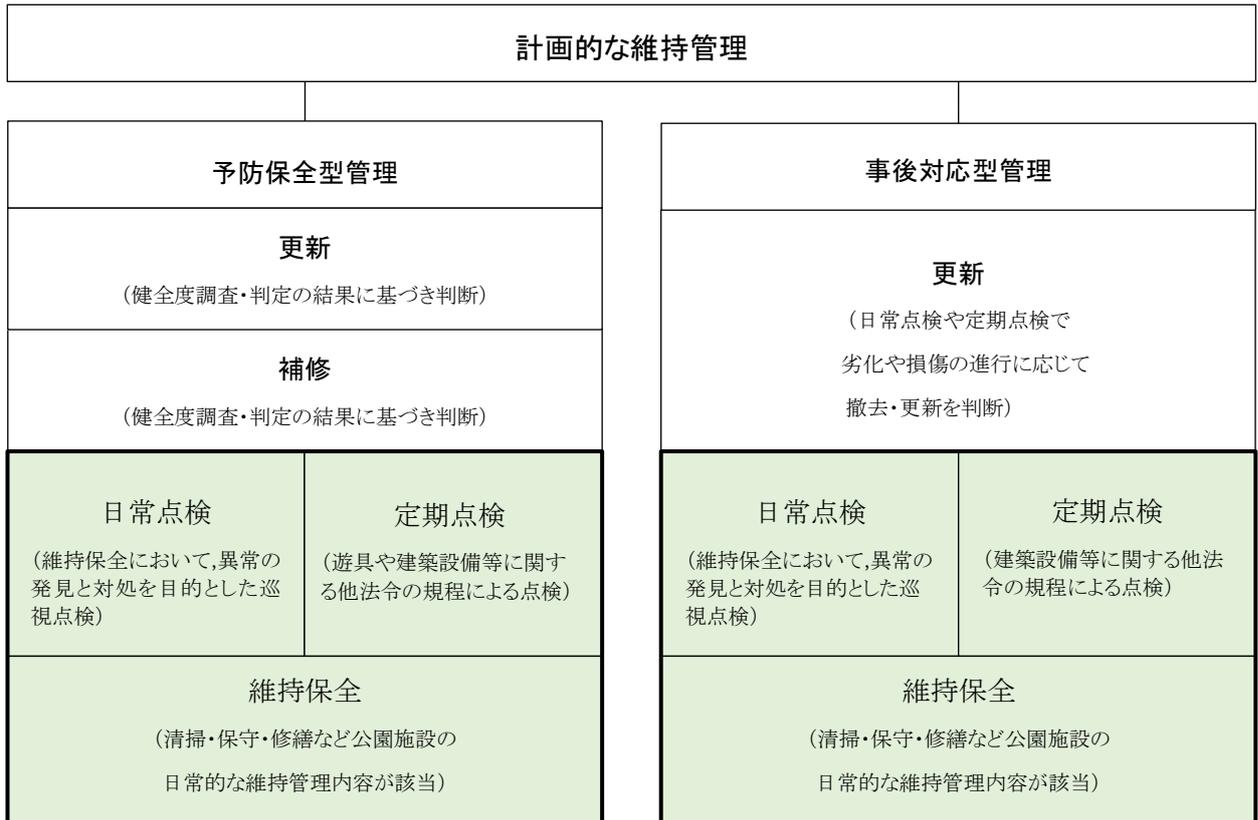


図 3-5 計画的な維持管理の方式
(国土交通省都市局「公園施設長寿命化計画策定指針」平成 24 年 4 月)

③安全点検等の実施方針

施設管理者による自主点検、巡回点検のほか、建築基準法の定期報告など各種法令に基づく点検を適正に実施します。また、施設の耐震対策、防災機能の維持向上に努め、災害時に備え、市民の安全・安心の確保を図ります。

④耐震化の実施方針

常陸大宮市建築物耐震改修促進計画に基づき、市有特定建築物の耐震化率 100%を目指します。また、市有特定建築物以外の施設についても、施設の再編を進めた上で、防災上重要な施設や不特定多数が利用する施設など、緊急性の高い施設から、計画的な耐震化を進めます。

[※] 状態監視型又は時間計画型：予防保全型の管理のうち、一定周期で点検、補修、部品交換、更新を行うものを時間計画型保全と言い、連続した計測・監視等により設備の劣化状態を把握もしくは予知して部品交換、修理、更新を行うものを状態監視型保全と言う。

(2) 長寿命化の取組方針

点検・診断等を踏まえ、老朽化や利用状況等を評価し、適切なメンテナンスサイクルを設定した上で、耐用年数までの供用を可能とする長寿命化の対策工法を適用するような個別施設の長寿命化計画を策定します。なお、保全計画が未策定の個別施設については、早期の策定に努めます。

(3) 再編に関する取組方針

①集約・複合化の可能性検討

公共建築物を対象に、近隣施設・類似施設の有無や人口動向や利用状況等の視点を勘案した上で、集約・複合化によるサービス向上と管理コストの節減の可能性を検討します。また、同じ種類の施設の集約、異なる施設による複合化の組合せについて、施設再編のシナリオを検討します。さらに、少子高齢化が進む地区や更新時期が近づいた施設を対象に、モデルケースを検討し段階的な手順を踏んで取り組みます。

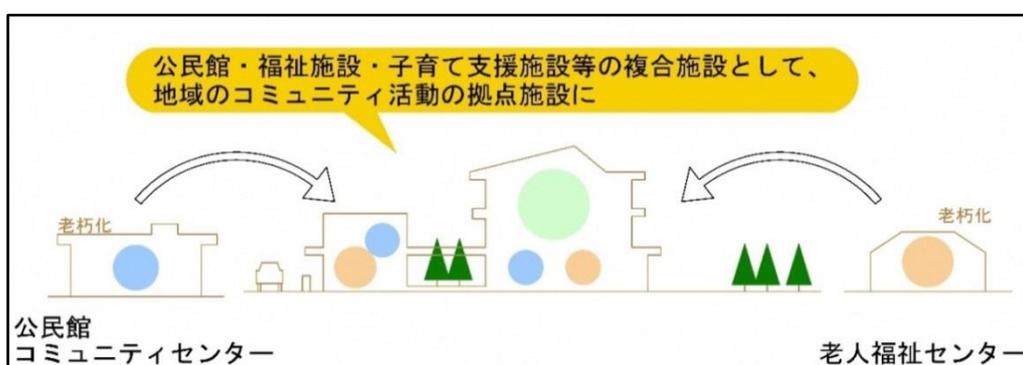


図 3-6 公共施設の複合化・多機能化イメージ
(文部科学省「学校施設の老朽化対策について」)

②配置・規模の適正化計画

公共建築物の再配置や公園施設等の規模の適正化に当たっては、更新時期や利用状況等を把握した上で、適正な施設規模やサービスのあり方を方向づけるための計画づくりを検討します。また、施設再編の基本的な考え方を周知する説明会等を開催することなどにより、市民への意識啓発と事業化に向けた合意形成に取り組みます。

	事業の実施前	事業の実施後	説明
集約化事業	 公民館A (延床面積：200) 公民館B (延床面積：200)	 廃止 集約化後施設 (延床面積：350)	既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する
複合化事業	 保育所 (延床面積：200) 高齢者施設 (延床面積：200)	 廃止 複合施設 (延床面積：350)	既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの施設の機能を有した複合施設を整備する
転用事業	 学校	 高齢者施設	既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する

図 3-7 公共施設最適化事業債の支援制度
(平成 27 年 5 月経済財政諮問会議の総務省資料)

(4) 利活用に関する取組方針

①民間活力の活用

今後、公共施設等を持続的に管理運営していくためには、行政の直営だけでは費用対効果の面で課題があるため、施設の一部又は全ての管理運営を民間に委託した指定管理者制度の更なる活用や PFI*等の導入など、民間のノウハウと資金力を活用した、より効率的な管理手法の可能性を検討します。また、民間機能を併設することで相乗効果が見込まれる場合は、民間活力による施設の複合化を推進するなど、公民連携の手法を積極的に取り入れる仕組みづくりを推進します。

②未利用・遊休資産の利活用方法

本市が保有している土地や建物の未利用・遊休資産については、普通財産としての売却や貸付を推進し、その収益を公共施設等の更新・改修等に係る財源として充当していきます。

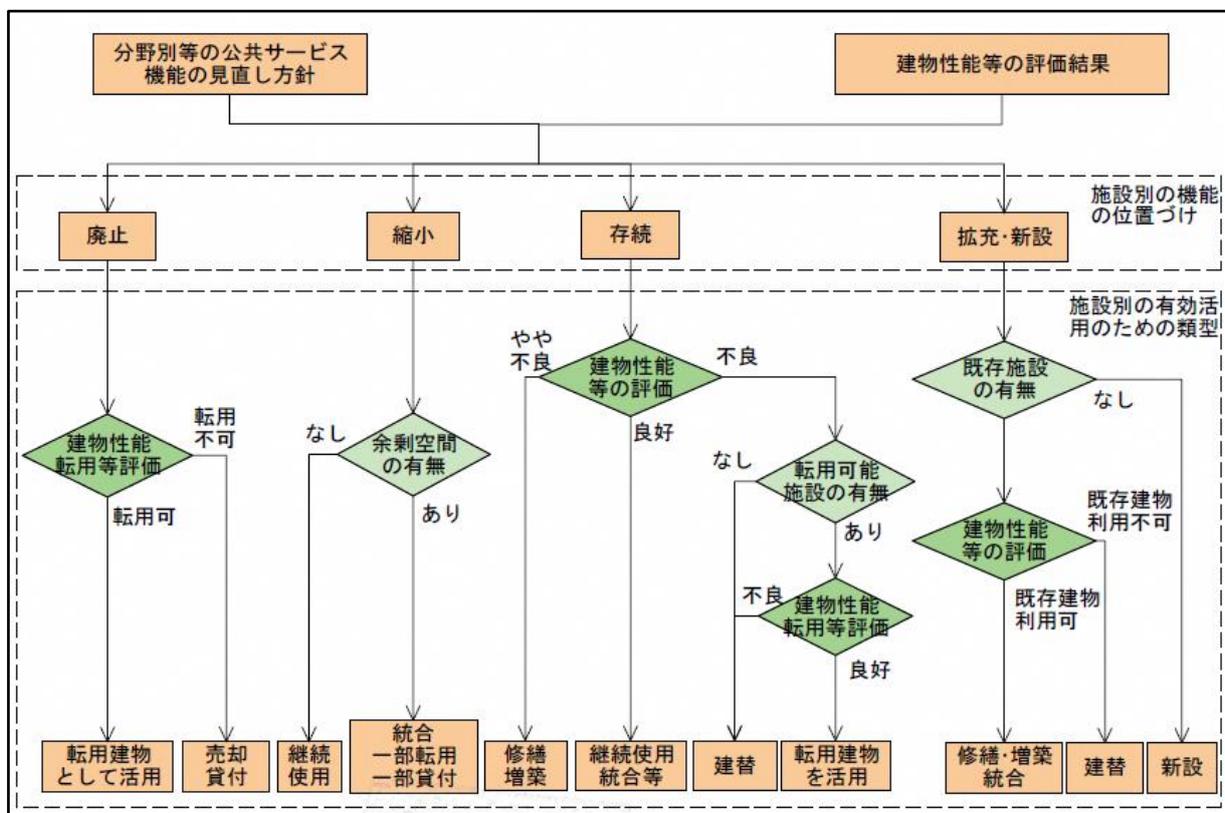


図 3-8 公的不動産の利活用ステップ
(平成 24 年 3 月、公的不動産の合理的な所有・利用に関する実践手引き)

* PFI : Private Finance Initiative の略。公共サービスの提供に際して、民間資金、経営能力及び技術力を利用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う手法である。

③施設の更新における公有地の活用方法

公共施設用地の多くは市の所有ですが，用地取得当時の事情により，個人や法人等から借り上げている例があり，これらを公有地に移設できれば借地料の節約につながります。

今後，これらの施設の更新時期に合わせて借地を返却し，他の公共施設の再編に伴う廃止後の跡地を活用することにより，更なる財政負担の軽減に努めます。

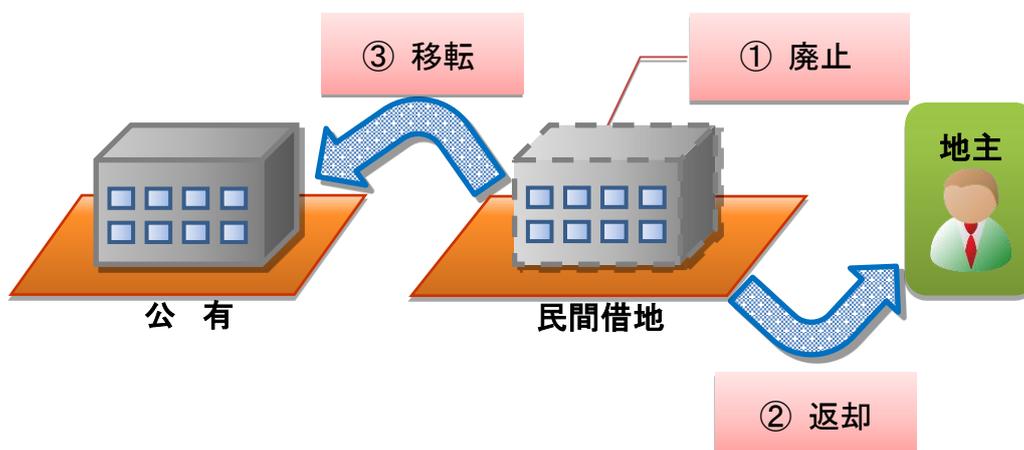


図 3-9 廃止後の借地の返却と公有地への移転イメージ

(5) ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等は，市民の誰もが利用し，その中には高齢者や障害のある人もいます。高齢者や障害のある人たちを対象に，段差などの物理的障害を取り除いたのが，バリアフリーです。

改修・更新にあたっては，バリアフリーの考え方をさらに発展させ，高齢者や障害のある人だけではなく，施設を利用する可能性のある全ての人を対象とし，誰もが利用しやすい環境の整備に取り組みます。

(6) 脱炭素化の推進

脱炭素社会実現のため，太陽光発電設備の設置などによる再生可能エネルギーの導入や，LED 照明灯等の省エネ性能に優れた機器等の導入による消費エネルギーの省力化など，公共建築物における脱炭素化に向けた取組を推進します。

(7) 除却に関する方針

当初の行政目的による使用を終えて遊休化している施設，老朽化が進み改修や更新をしても利用状況等に改善の見込みがない施設などは，施設の統合や用途転用，複合化などを検討した上，使用見込みのない建物は除却を検討します。

除却を検討するに当たっては，以下に示す視点を総合的に勘案して行うこととします。

表 除却を検討する際の主な視点

検討の主な視点		除却を検討する主な動機
市民の安全・安心	危険性	<ul style="list-style-type: none"> ● 耐震性を有していない。 ● 地震が起きた際，老朽化等により倒壊などの危険性があり，市民の生命身体や財産に危害を及ぼすことが懸念される。
	防犯・防災上の懸念	<ul style="list-style-type: none"> ● 不審者情報が寄せられるなど，防犯上の懸念がある。 ● 火災が起きた場合，周囲への影響が大きい。
維持管理経費の削減		<ul style="list-style-type: none"> ● 年間の維持管理コストが発生（利用状況に比べて割高）
PRE（公的不動産）の活用	利用計画，利用価値	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設を除却後，有効活用可能な利用計画がある。 ● 市街地に立地しているなど，土地の利用価値（ポテンシャル）が高い。
	土地の売却・返還	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地（更地）の購入希望者がいる。 ● 借地である。

第4章 施設類型別の管理に係る取組方針

1 施設の類型区分等

全庁的な基本方針に沿って、計画目標を達成するために、施設類型別の取組方針を設定します。施設の類型を総務省の分類方法に準じて区分し、対象施設の所管課と該当する既定計画の有無を整理します。

表 4-1 公共建築物の類型と対象施設、所管課の分類表

公共建築物の類型	対象施設	所管課	既定計画
(1) 行政系施設	常陸大宮市役所、山方支所、美和支所、緒川支所、御前山支所、消防本部東消防署、消防本部西消防署、消防機械器具置場、水防倉庫、備蓄倉庫	総務課、財政課、安全まちづくり推進課、山方支所、美和支所、緒川支所、御前山支所、消防本部総務課	
(2) 学校教育系施設	小学校、中学校、学校跡地（旧小学校、旧中学校）、給食センター	財政課、学校教育課	常陸大宮市義務教育施設適正配置実施計画 常陸大宮市学校給食センターの適正配置及び施設整備に関する基本方針
(3) 子育て支援施設	幼稚園、保育所、学童保育室	こども課、学校教育課	常陸大宮市立幼稚園の再編に関する基本方針
(4) 保健・福祉施設	総合保健福祉センター、御前山保健福祉センター、老人福祉センター、精神障害者共同作業訓練所、常陸大宮済生会病院、国民健康保険美和診療所 など	財政課、社会福祉課、介護高齢課、医療保険課、健康推進課、御前山支所	
(5) 市民文化系施設	公民館（分館を含む）、集会施設（コミュニティセンター、農村集落センター、農村環境改善センター、地区防災センター等を含む）、文化センター、美和工芸ふれあいセンター、緒川総合センターなど	総務課、財政課、市民協働課、生涯学習課、御前山支所	
(6) 社会教育施設	図書館、文書館、歴史民俗資料館など	生涯学習課、文化スポーツ課	
(7) スポーツ・レクリエーション系施設	西部総合公園、社会体育施設、辰ノ口親水公園、パークアルカディア・ケビン村、山方森林科学館、花立自然公園、美和百樹の森、やすらぎの里公園、御前山青少年旅行村、三王山自然公園、温泉温浴施設など	地域創生課、商工観光課、都市計画課、文化スポーツ課、美和支所	
(8) 産業系施設	くりえーとセンター大宮、大宮農産物直売所、天蚕飼育施設、山方ふれあい農園管理棟、道の駅常陸大宮、道の駅みわ、味噌加工場、鷺子ブルーベリー園直売所、緒川物産センターかざぐるま、緒川農産物加工施設、御前山文化伝習センター、御前山みそ加工施設 など	農林振興課、商工観光課、山方支所、御前山支所	
(9) 公営住宅	市営住宅	都市計画課	常陸大宮市公営住宅等長寿命化計画

2 公共建築物の取組方針

以下では、第3章で示した保全に関する取組方針や再編・利活用に関する取組方針、そして将来の都市構造の視点から、施設類型別の取組方針を整理します。

(1) 行政系施設

① 庁舎

常陸大宮市役所，山方支所，美和支所，緒川支所，御前山支所

【現状や課題に関する基本認識】

庁舎については、常陸大宮市役所のほか、山方支所、美和支所、緒川支所、御前山支所の4施設があります。

これらの施設は、行政機能の中核かつ災害時の対応拠点として重要な施設ですが、美和支所や緒川支所は建築後約50年、山方支所や御前山支所は約40年を経過するとともに、耐震基準を満たしていない施設も存在しています。また、組織見直し等に伴う執務室の縮減により、空室が目立つ状況になっており、今後は、施設規模の見直しや活用方策等について検討していく必要があります。

【取組方針】

- 常陸大宮市役所については、都市部中心拠点の施設として、行政機能の一層の充実を図ります。
- 支所庁舎は、各地域における振興施策の推進拠点として位置づけ、支所としての機能の充実に加えて、地域コミュニティの活力維持のための機能強化を図ります。
- 庁舎等の定期点検や、適切な修繕やメンテナンス等により、耐久性の向上に努めるとともに、予防保全型の管理手法を導入し、長寿命化を図ります。
- 御前山支所は、東日本大震災の影響により、支所機能を御前山保健福祉センターと御前山市民センターの2施設に移転していますが、来庁者の利便性の向上を図るため、御前山保健福祉センターを一部改修の上、支所機能の集約を図ります。
- 御前山支所を除く3地域の支所については、利活用の状況、耐震基準や老朽化などの観点から総合的に判断し、庁舎の改修や規模の適正化等を図ります。
- 庁舎規模の適正化などにより発生する跡地については、地域拠点としての利用を考慮した転用等を検討していきます。

②消防施設等

消防庁舎，機械器具置場，水防倉庫，備蓄倉庫

【現状や課題に関する基本認識】

消防庁舎は，消防本部（東消防署）と西消防署の 2 施設となっていますが，消防本部庁舎については，東日本大震災により甚大な被害を受けたため，平成 24 年度に建替えを行いました。

消防機械器具置場については，大宮地域 18 棟，山方地域 13 棟，美和地域 1 棟^{*}，緒川地域 10 棟，御前山地域 14 棟となっており，水防倉庫については，大宮地域 4 棟，緒川地域 1 棟，御前山地域 3 棟という状況です。

一方，備蓄倉庫は，大宮地域に 11 棟あり，山方，美和，緒川，御前山の各地域については，それぞれの支所に備蓄品等を配備しています。

【取組方針】

- 消防庁舎は市民の安全・安心な暮らしを守る重要な拠点施設であり，今後も長期に使用できるよう，計画的な改修等を行い，長寿命化による機能の維持を図ります。
- 消防機械器具置場及び水防倉庫は，災害時等における消防団員の活動拠点として，各機能の維持・向上を図ります。
- 備蓄倉庫は，定期的に備蓄品の入れ替えを行うなど，災害対応の機能維持に努めます。

(2) 学校教育系施設

①学校

小学校及び中学校の校舎，屋内運動場等，学校跡地（旧小学校，旧中学校）

【現状や課題に関する基本認識】

小学校及び中学校については，平成 20 年 7 月に策定した「義務教育施設適正配置実施計画」に基づき再編に取り組み，現在は，小学校が 11 校，中学校が 5 校となっています。

新耐震基準施行（昭和 56 年）以前に建築された校舎及び屋内運動場がある 9 校のうち 8 校について，平成 29 年度末までに，必要な耐震補強や改築が完了する見込みとなっています。

また，廃校となった 17 校のうち 10 校において，校舎又は屋内運動場が地域等で活用されていますが，その他の施設については，跡地の利用方策を検討している状況にあります。

なお，廃校施設については，昭和 56 年以前に建築された施設が多く，本格的な利活用を図る場合には，耐震改修等が必要となります。

^{*} 美和地域には 11 棟の消防機械器具置き場があるが，そのうち 1 棟が市の保有となっている。

【取組方針】

- 学校教育系施設の継続的・効率的な維持保全と教育環境の充実を図ります。
- 廃校施設を地域等で活用する場合は、地域コミュニティ活動などの拠点となるよう、無償貸付等の行政支援を行います。
- 利活用されていない廃校施設（旧小貫小学校、旧諸富野小学校、旧久隆小学校、旧檜沢小学校、旧氷之沢小学校、旧八里小学校、旧伊勢畑小学校、旧長倉小学校、旧美和中学校）については、「地域における活用」、「公募による活用」、「解体撤去」の三つの方向から今後の対応を検討していきます。

②その他教育系施設

大宮学校給食センター，山方学校給食センター，御前山学校給食センター

【現状や課題に関する基本認識】

本市では、市内の公立幼稚園及び小・中学校において完全給食を実施していますが、本市の学校給食センターについては、施設や設備等の老朽化が進行していること及び、学校給食法に基づく「学校給食衛生管理基準」等を踏まえ、平成26年3月に「常陸大宮市立学校給食センターの適正配置及び施設整備に関する基本方針」を策定し、対応を検討してきた経緯があります。

【取組方針】

- 各学校給食センター施設や設備等の老朽化が進行していることから、新たな施設整備を検討するとともに、現在の3センターの業務体系を見直し、再編を進めます。
 - 施設整備にあたっては、配送時間や利便性を考慮し、調理後90分以内に全小・中学校と市立幼稚園に配送可能な立地条件を原則として、候補地を検討していきます。
 - 学校給食センターの整備にあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づく施設整備を行うとともに、安全・安心な学校給食が提供できる環境整備に取り組みます。
- なお、施設整備にあたっては、本市の財政状況を考慮し、国の補助や有利な起債の活用を図ります。

(3) 子育て支援施設

大宮幼稚園，美和幼稚園，おがわ幼稚園，御前山幼稚園，大賀保育所，山方保育所，美和保育所

【現状や課題に関する基本認識】

本市では，公立の幼稚園 4 園と保育所 3 施設を設置していますが，予想を上回る急速な少子化による就園児数の減少が顕在化しています。また，御前山幼稚園は入園児が見込めないことから，平成 29 年 4 月から閉園とします。

子育て支援施設については，建築後 30 年以上経過のものが 5 施設あり，老朽化対策が課題となっています。

また，幼稚園については，平成 26 年 3 月に「常陸大宮市立幼稚園の再編に関する基本方針」を策定し，再編の内容について検討しています。

【取組方針】

- 子育て支援施設の継続的な維持保全と，効率的な管理運営を図ります。
- 今後，一層少子化の進行が予想されることから，子育て支援施設の再編等に関しては，園児数の推移と地域のバランスを見据えながら，また，安心して子どもを産み育てることができる環境づくりという観点を考慮しながら，慎重に検討していきます。

(4) 保健・福祉施設

① 高齢者福祉施設，障害者福祉施設，保健福祉施設

総合保健福祉センター（かがやき），美和総合福祉センター，緒川老人福祉センター「やすらぎ荘」，御前山保健福祉センター，精神障害者共同作業訓練所

【現状や課題に関する基本認識】

本市では，高齢者福祉施設 3 施設，障害者福祉施設 1 施設，保健福祉施設 1 施設の 5 施設の整備を行っています。

美和総合福祉センター及び御前山保健福祉センターについては，建築後の経過年数が約 20 年であり，今後 10 年を経過すると大規模改修の目安である建築後 30 年を迎えることから，適切な時期の改修等の対応を検討する必要があります。

精神障害者共同作業訓練所については，施設の管理運営を社会福祉協議会に委託していますが，平成 23 年から平成 27 年度までの 1 日当たりの平均利用者数は約 15 人以下となっており，施設の利活用が課題となっています。

【取組方針】

- 高齢者支援の拠点となっている施設については、必要な改修や改築を行い、サービスの充実を図ります。
- 今後、高齢化が一層進み、必要とされるサービスも多様化することが予測されることから、これらニーズへの対応として、他の既存施設の高齢者福祉施設への転用などについても、検討していきます。
- 高齢者や障害者などが利用する施設であることから、安全を第一に考慮した施設管理に努めるとともに、事故などに対応する体制の整備を図ります。
- 将来的には、施設管理等について外部委託方式又は民営化による運営も視野に入れ検討していきます。

②医療施設

国民健康保険美和診療所，緒川歯科診療所，常陸大宮済生会病院

【現状や課題に関する基本認識】

国民健康保険美和診療所は、平成 22 年度に美和総合支所敷地内に施設を整備しました。また、緒川歯科診療所は、緒川総合センター（文化施設）内で運営しています。

常陸大宮済生会病院は、平成 17 年に市が整備した建物を社会福祉法人恩賜財団茨城県済生会へ貸与する中で、運営がされています。当初、賃貸借期間を 10 年間とし、その後、無償の払下げにより病院側の管理に移行する計画となっていました。経営状況の低迷などの関係から賃貸借の期間をさらに 5 年間延長し、現在も市が建物の管理を行っている状況です。

【取組方針】

- 国民健康保険美和診療所及び緒川歯科診療所については、本市における地域医療の拠点施設として位置づけ、施設・設備の計画的な維持・保全に努めます。
また、双方の診療所が隣接する地域に立地することから、今後の利用状況等を見ながら、将来的には統合の方向で検討していきます。
- 常陸大宮済生会病院は、県北地域における中核医療施設であり、今後とも、病院の自立的経営に向けた適切な支援を行いながら、建物についても早期譲渡を進めます。

(5) 市民文化系施設

①公民館，集会施設

公民館，分館，集会施設（農村集落センター，農村環境改善センター，地区防災センター等を含む），集会所，コミュニティセンターなど

【現状や課題に関する基本認識】

公民館施設については，5 地域に中心となる公民館が 1 館ずつあり，それに加え，大宮地域に 8 館，山方地域に 12 館の分館があります。

分館においては，公民館活動としての講座などが年に数回開催されますが，それ以外は，集会所と類似的な利用状況であり，公民館と集会所との区別が明確化されていない状況にあります。

また，建築後 20 年以上経過しているものが 30 施設あり，そのうち 30 年以上を経過し，大規模改修が必要とされる施設が 21 施設あります。

利用状況については，おおみやコミュニティセンターの稼働率が 50%以上となっていますが，それ以外の施設の稼働率は 50%を下回る施設が多く，低迷しています。また，山方農村集落多目的共同利用施設には，多目的室や会議室，調理実習室，保育室などがありますが，使用されていない部屋もあり，その利活用が課題となっています。

【取組方針】

- 5 地域にある公民館施設については，中央公民館の設置を視野に入れ，また，他の文化施設との連携を図りながら，生涯学習の拠点施設としてのあり方を検討していきます。
- 公民館分館については，地区の集会所・指定避難所・指定緊急避難場所・防災センター等の役割も果たしていることから，集会所への移行も含め，統合，縮小等について検討していきます。
また，各地域に点在する集会施設と同様，施設の役割や機能・特性・利用者ニーズ等を考慮し，施設の複合化や統合化を検討していきます。

②文化施設

文化センター（ロゼホール）、美和工芸ふれあいセンター、緒川総合センター、ふれあいギャラリーなど

【現状や課題に関する基本認識】

文化施設のうち、比較的規模の大きな施設は文化センター「ロゼホール」、緒川総合センター及び美和工芸ふれあいセンターとなります。その中でも、文化センターと美和工芸ふれあいセンターは、建築後 20 年以上経過しており、計画的な改修等を行った上で、長寿命化を図る必要があります。

【取組方針】

- 文化施設については、計画的な維持・保全の考えに基づく改修等を行い、長寿命化による施設の管理運営に努めます。
- 緒川総合センターや美和工芸ふれあいセンターは、支所庁舎の見直しと併せて、行政機能の集約化も視野に入れ一体的に検討していきます。

(6) 社会教育施設

図書情報館、歴史民俗資料館（大宮館、小祝館、山方館）、文書館等

【現状や課題に関する基本認識】

図書情報館は、建築後 20 年以上経過しており、今後も、計画的な維持・保全を行っていく必要があります。

一方、歴史民俗資料館の 3 施設についても、建築後 20 年以上経過していますが、民具や歴史資料については、昔からの生活文化を後世に伝えるという考えから、歴史民俗資料館や廃校、その他施設に収蔵してきました。しかし、管理方法が不統一であることや、各保存展示施設の老朽化に伴う雨漏りの発生など、不適正な保存環境による資料の破損・消滅も発生しつつあり、現在、対応を検討しています。

また、泉坂下遺跡から出土した人面付土器等、特に重要な文化財の適切な保存と活用を図るため、収蔵展示施設の整備が必要となっています。

【取組方針】

- 図書情報館及び文書館については、計画的な改修等を行い、長寿命化による機能の維持を図ります。
- 歴史民俗資料館については、現存する文化財等を集約し、適正に保存・管理するために、老朽化等への対応も踏まえた上で、3 施設のあり方を検討していきます。また、重要な文化財を展示する施設の整備と一体的に検討し、各施設の役割を明確にしなが、適正配置を推進します。

(7) スポーツ・レクリエーション系施設

①スポーツ施設

西部総合公園，社会体育施設（大宮運動公園，山方運動公園，美和運動公園，緒川運動公園，御前山運動公園，旧小中学校屋内運動場）など

【現状や課題に関する基本認識】

スポーツ施設については，西部総合公園のほか，各地域に運動公園があります。また，廃校となった屋内運動場を社会体育施設として，位置づけています。

西部総合公園体育館は比較的新しい施設ですが，その他の施設については，昭和40年代半ばから昭和50年代に建築されたものが多く，ほとんどが旧耐震基準の施設となっています。また，廃校内の屋内運動場を利用した社会体育施設については利用者の少ない状況にあります。

建築後30年が経過し，耐震等の大規模改修が必要な施設も増えている中で，利用状況を勘案した施設の見直しが必要です。

【取組方針】

- 西部総合公園や各地域の運動公園などの社会体育施設については，今後とも維持・保全に努めます。
- 利用者が少ない施設については，イベントの開催などを通じて利活用推進を図る一方で，維持管理コストなどを検証の上，施設廃止等についても検討していきます。
- 施設の廃止や統合などを検討するにあたっては，地域の将来を見据え，市民との合意形成を図りながら進めていきます。

②レクリエーション施設・観光施設

辰ノ口親水公園，パークアルカディア・ケビン村，山方森林科学館，花立自然公園，美和百樹の森，やすらぎの里公園，御前山青少年旅行村，三王山自然公園など

【現状や課題に関する基本認識】

レクリエーション施設，観光施設において，大規模改修の目安である建築後30年以上経過している施設は，御前山青少年旅行村と三王山自然公園の2施設となっていますが，今後10年以内に全ての施設が30年を超えるため，計画的な改修の検討を進める必要があります。

また，毎年度，多額の管理運営コストや施設の老朽化等が伴う改修が必要になる中で，市民との交流や誘客を促進する魅力的な施設であるかという視点を交え，今後の施設管理のあり方について検討する必要があります。

【取組方針】

- 観光・交流人口の拡大を推進し、それぞれの地域特性を生かした魅力発信に努めながら、各施設が果たすべき役割や在り方について検討していきます。
また、老朽化への対応が求められている施設については、利用状況や民間施設を含む周辺施設の配置状況等を勘案し、施設の改修や再編等について検討していきます。
- 利用者の少ない施設については、地域振興やイベントの開催を通じて利活用を推進します。
- 施設内の空きスペースについては、イベントスペースとしての利用を検討するなど、集客機能の充実・強化を図ります。
- パークアルカディア・ケビン村などの、借地面積が広い施設については、将来にわたる費用負担等を考慮し、買収による財産取得を検討していきます。

③保養施設

やまがたすこやかランド三太の湯, 美和ささの湯, ごぜんやま温泉保養センター「四季彩館」

【現状や課題に関する基本認識】

保養施設として三つの温泉・温浴施設がありますが、このうち、ごぜんやま温泉保養センター「四季彩館」は建築後 20 年を経過しております。また、やまがたすこやかランド三太の湯についても、これに次ぐ建築年の経過があり、双方の施設とも大規模改修の必要となる時期が近づいてきています。

なお、利用状況については、各施設ともに年間利用者数が 10 万人を超えている状況であり、今後とも、本市の大きな集客施設として、利用者数の維持向上を図る必要があります。

【取組方針】

- 保養施設は、市内に活力と賑わいをもたらすことのできる交流拠点と位置づけ、「人」「もの」「情報」の集積を図る機能の充実を図ります。
また、道の駅や物産センター等との連携による、積極的な情報発信に努め、観光振興の促進につなげていきます。
- 指定管理者のノウハウ等の活用により、経営改善と効率的な施設運営を推進します。

(8) 産業系施設

くりえーとセンター大宮，大宮農産物直売所，天蚕飼育施設，山方ふれあい農園管理棟，道の駅常陸大宮，道の駅みわ，味噌加工場，鷺子ブルーベリー園直売所，緒川物産センターかざぐるま，緒川農産物加工施設，御前山文化伝習センター，御前山みそ加工施設

【現状や課題に関する基本認識】

産業系施設の大半は，平成 2 年から平成 10 年にかけて整備を行っていますが，道の駅みわ，くりえーとセンター大宮，農産物直売所及び加工施設は，建築後 20 年以上経過しており，さらに 10 年経過すると，大規模改修の目安となる 30 年を超えることになるため，この 10 年間で計画的な改修等について検討する必要があります。

利用状況については，道の駅常陸大宮をはじめ，道の駅みわや緒川物産センターかざぐるま，大宮農産物直売所については多くの利用がありますが，御前山みそ加工施設は年間に約 2 箇月の利用であり，緒川農産物加工施設についても平成 25 年度を最後に利用者がいない状況です。

施設の利用者数が少なく，利用収入等の増加が見込めない施設については，施設の廃止等も含め，今後のあり方を検討する必要があります。

【取組方針】

- 地域資源を生かした，しごとづくりやものづくりを推進するため，産業系施設の活用も視野に入れ，特産品の開発や 6 次産業化，農商工の連携促進を図ります。
- 鷺子ブルーベリー園直売所や山方ふれあい農園，御前山みそ加工施設については，借地であるため，維持管理コストや利用状況等を踏まえ，廃止も視野に入れた，今後の対応について検討していきます。

(9) 公営住宅

市営住宅

【現状や課題に関する基本認識】

「常陸大宮市公営住宅等長寿命化計画」では，平成 24 年から平成 33 年までに 674 戸から 606 戸まで戸数を減少させる中で，長寿命化の取組を進めることとしています。

建築後 25 年を経過した施設が全体棟数の 5 割を占めており，10 年後には，この割合がさらに高くなるため，住宅の入居需要等を踏まえた計画的な修繕や建替え，解体等について検討する必要があります。

【取組方針】

- 公営住宅については、計画的な予防保全の考え方により適切な維持管理や耐久性の向上に努めるとともに、より良い住環境が提供できるよう、入居者のニーズの把握にも積極的に取り組みます。
- 常陸大宮市公営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止としている住宅については、入居者の募集を停止するなどの措置を行い、入居者の退去を待って用途廃止し、解体を進めます。
- 大宮地域の東野泉住宅・石沢住宅・若林住宅の3住宅については将来的に1箇所統合し、戸数を縮小しての建替えを検討していきます。
- 美和地域の大原住宅については、建物の劣化や借地の状況等を考慮し、用途廃止の方向で検討していきます。
- 御前山地域の星の宮住宅（簡易耐火平屋住棟）については、土砂災害警戒区域に指定されているため、用途廃止の方向で検討を進めます。

3 インフラ施設を取組方針

平成27年度末時点において、本市が保有するインフラ施設の類型及び対象施設、所管課の分類は以下のとおりです。

インフラ施設における維持管理の取組方針について設定します。

表 4-2 インフラ施設の類型と対象施設、所管課の分類表

インフラ施設の類型	対象施設	所管課	既定計画
①市道，農道，林道	道路	土木建設課 農林振興課	
②橋梁	橋梁	土木建設課 農林振興課	常陸大宮市橋梁長寿命化修繕計画
③上水道施設	浄水処理施設 管路	水道課	常陸大宮市水道ビジョン 水道事業計画マスタープラン策定 業務報告書
④下水道施設 農業集落排水施設	下水処理施設 下水道管渠 農業集落排水施設	下水道課	
⑤公園施設	都市公園 市営公園 など	都市計画課 緒川支所 御前山支所 文化スポーツ課	

(1) 市道, 農道, 林道

【現状や課題に関する基本認識】

平成 27 年度末における道路整備状況については、市道の総延長が約 2,248.9km, 農道の総延長が約 108.3km, そして、林道の総延長が約 106.2km となっています。

今後とも、本市における道路管理状況を定期的に把握し、計画的に維持修繕を実施する必要があります。

【取組方針】

- 長寿命化や適正な維持管理に取り組むため、市道等の現状を十分に把握するとともに、道路種別ごとに維持修繕等に関する方針を検討していきます。
- 主要な幹線道路については、具体的な維持管理計画を策定の上、また、それ以外の道路は、交通量や損傷の程度を見ながら、道路施設点検を実施し、効果的な維持管修繕等を推進していきます。

(2) 橋梁

【現状や課題に関する基本認識】

本市では、平成 25 年 3 月に、15m 以上の橋梁を対象に「常陸大宮市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しています。また 15m 未満の橋梁についても、平成 27 年度から点検を進めています。

【取組方針】

- 常陸大宮市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、これまでの事後対応型から計画的な予防保全型の維持管理へ転換していきます。
- 劣化予測に基づく修繕・更新計画により、適正な修繕等を実施しながら、必要に応じ更新又は廃止を検討していきます。
- 長寿命化修繕計画対象外の 15m 未満の橋梁については、平成 27 年度からの点検結果に基づき、必要に応じた修繕事業に取り組みます。

(3) 上水道

【現状や課題に関する基本認識】

上水道施設については、昭和 40 年代頃から水道普及率向上のため集中的に整備してきた経緯がありますが、管路や施設等が老朽化してきており、更新の時期を迎えつつあります。

今後の給水人口の動向などを踏まえ、水道施設の適正な維持管理に努めるとともに、老朽化した施設や管路の計画的な更新と耐震化対策を図り、災害や事故に強い施設の充実に求められています。

【取組方針】

- 水道事業に係る経営計画を策定の上、浄水場や基幹管路の更新・改良と耐震化を計画的に実施するなど、災害等に強い水道施設の整備を行い、水道事業の運営基盤の強化を図ります。

(4) 下水道，農業集落排水施設

【現状や課題に関する基本認識】

下水道施設（管渠）の整備は，平成 2 年度から進められてきましたが，これらの耐用年数から，平成 52 年度を契機として更新時期が始まります。また，農業集落排水施設（管渠）の整備については，平成 4 年度から平成 23 年度まで事業を実施しており，こちらは，平成 54 年度から更新時期を迎えます。

今後，下水道施設及び農業集落排水施設におけるストックマネジメント手法[※]の普及促進と，効率的な修繕方法について検討する必要があります。

【取組方針】

- 下水道施設については，国土交通省が策定した「下水道長寿命化支援制度に関する手引き（案）」を参考として，長寿命化対象施設の選定や現地調査などを実施し，施設の維持管理や修繕，更新に関する計画づくりを推進します。
- 農業集落排水施設については，農林水産省が策定した「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき，日常管理による点検のほか，定期的な機能診断，診断結果に基づく劣化予測，効率的な対策工法の検討を進めます。

(5) 公園施設

【現状や課題に関する基本認識】

本市には，都市公園や市営公園等があり，そのうちの 19 施設に指定管理制度を導入して管理を行っています。公園の箇所数が多く敷地面積についても広いことから，管理に要する費用負担が大きいことが課題となっています。

【取組方針】

- 法令で定められた点検は，業者に委託し点検を実施します。また，点検の結果，修繕等が必要と認められた際には，早急な対応を図ります。
- 点検記録をデータ登録し，一元的な情報管理を行います。
- 避難所として指定されていない公園についても，災害時の避難場所としての活用を図るため，防災機能の付加等の再整備を検討していきます。
- 公園施設の指定管理料については，指定更新の際に業務内容を精査し，適正な額の計上に努めます。

[※] スtockマネジメント手法：施設の役割を踏まえ，持続可能な管理運営をするために，明確な目標を定めるとともに施設の状況を客観的に把握・評価し，中長期的な予測をしながら計画的かつ効率的に管理する手法。

第5章 計画の推進に向けて

1 全庁的な推進体制の構築

本市が、これからの30年先を見据えた公共施設等の適切な保全や再編・利活用を進め、安全・安心で持続的な施設サービスの提供を目指すためには、各施設所管課が連携し、全庁的に総合的かつ計画的な管理に取り組む仕組みが必要です。

そこで、庁内において各所管課と連携を図り、総合的かつ戦略的に取り組みを実践するため、常陸大宮市公共施設等総合管理計画推進本部において方針の決定及び進行管理を行っています。

また、公共施設の営繕（改修・更新，耐震化等）に一括して取り組む部署を新設するとともに、公共施設の再編・利活用に係る取り組みの中で、施設の複合化など、横断的な調整が必要となるものについては、その役割を行政改革推進室が担う中で推進していきます。

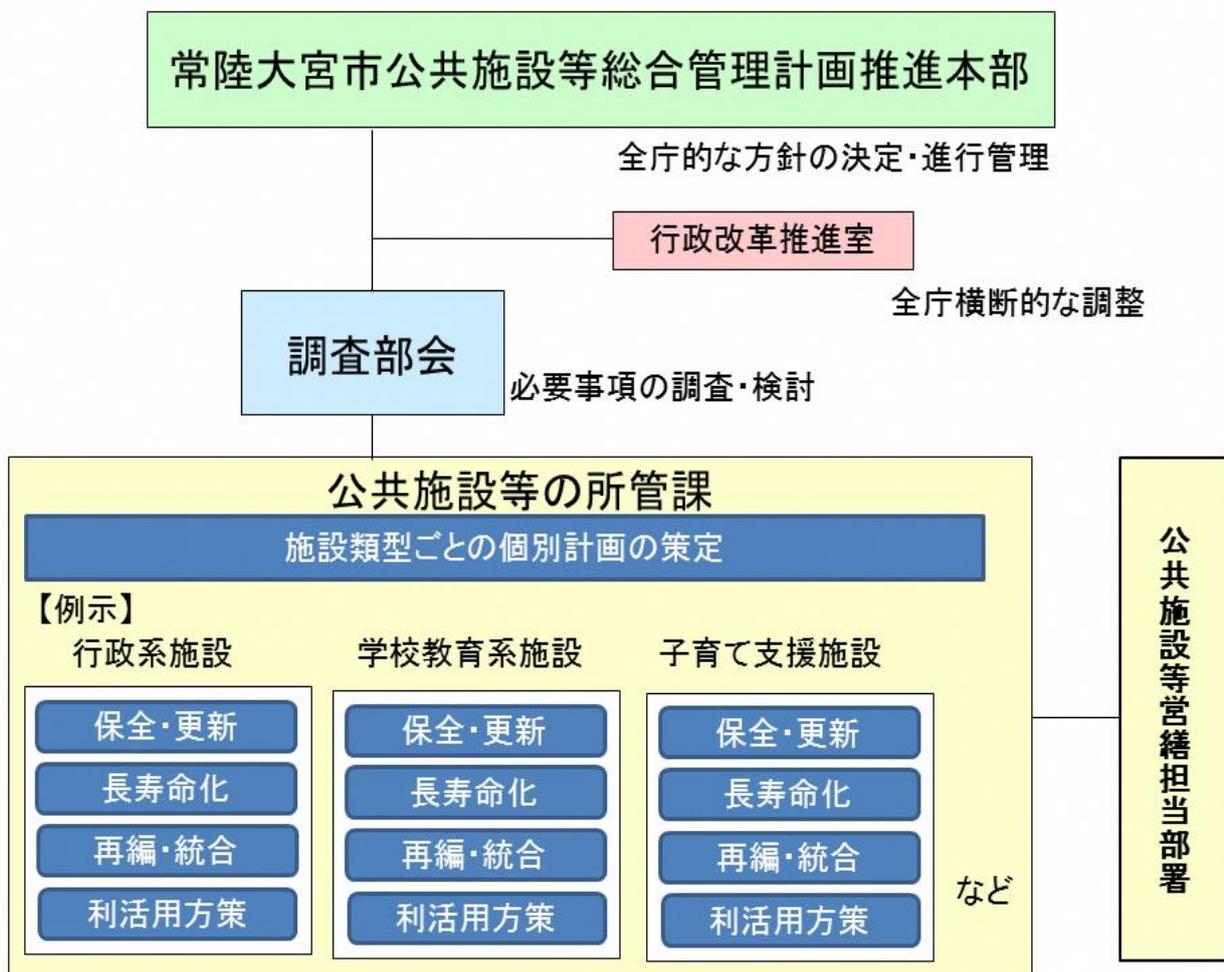


図 5-1 推進体制図

2 公共施設等に係る情報の共有と活用

公共施設等に係る，改修・更新コストの大幅な増加を抑制するためには，固定資産台帳を活用していくとともに，現在個々の施設ごとに所管課が把握している施設情報を，全庁的に一元管理する必要があります。今後は，推進本部を中心として，各施設所管課と連携を図り，情報を共有しながら，効率的，効果的な行政運営を推進するものとします。

3 個別施設計画の実践と類型別の取組の充実

本計画では，総務省の指針に準拠して公共施設等の総量把握と，その管理に対する現状の課題認識を整理し，公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針とともに類型別の取組方針を策定しました。

今後，各所管課による個別施設計画として，継続利用する施設を保全するための長寿命化計画をはじめ，人口や利用状況に即して施設の再配置や集約・複合化を行うための再編実施計画，未利用の公有地や民間活力を有効に用いた利活用方策を実践していきます。それらの取組については，推進本部において進行管理するとともに，計画期間のローリングにおいて見直します。

4 今後の進め方

公共施設等の適切な保全や再編・利活用を着実に推進していくためには，施設類型別の取組方針を踏まえ，「いつまでに何をすべきか」という目標と課題認識を，市職員や関係機関，そして市民が共有することが重要です。

そのため，計画の進捗状況を公開するとともに，個別施設の事業実施に当たっては，適切な時期に市民説明を行いながら，推進していきます。

また，計画の実行性を確保するため，中長期的な視点による工程表を作成し，進行管理をしていきます。

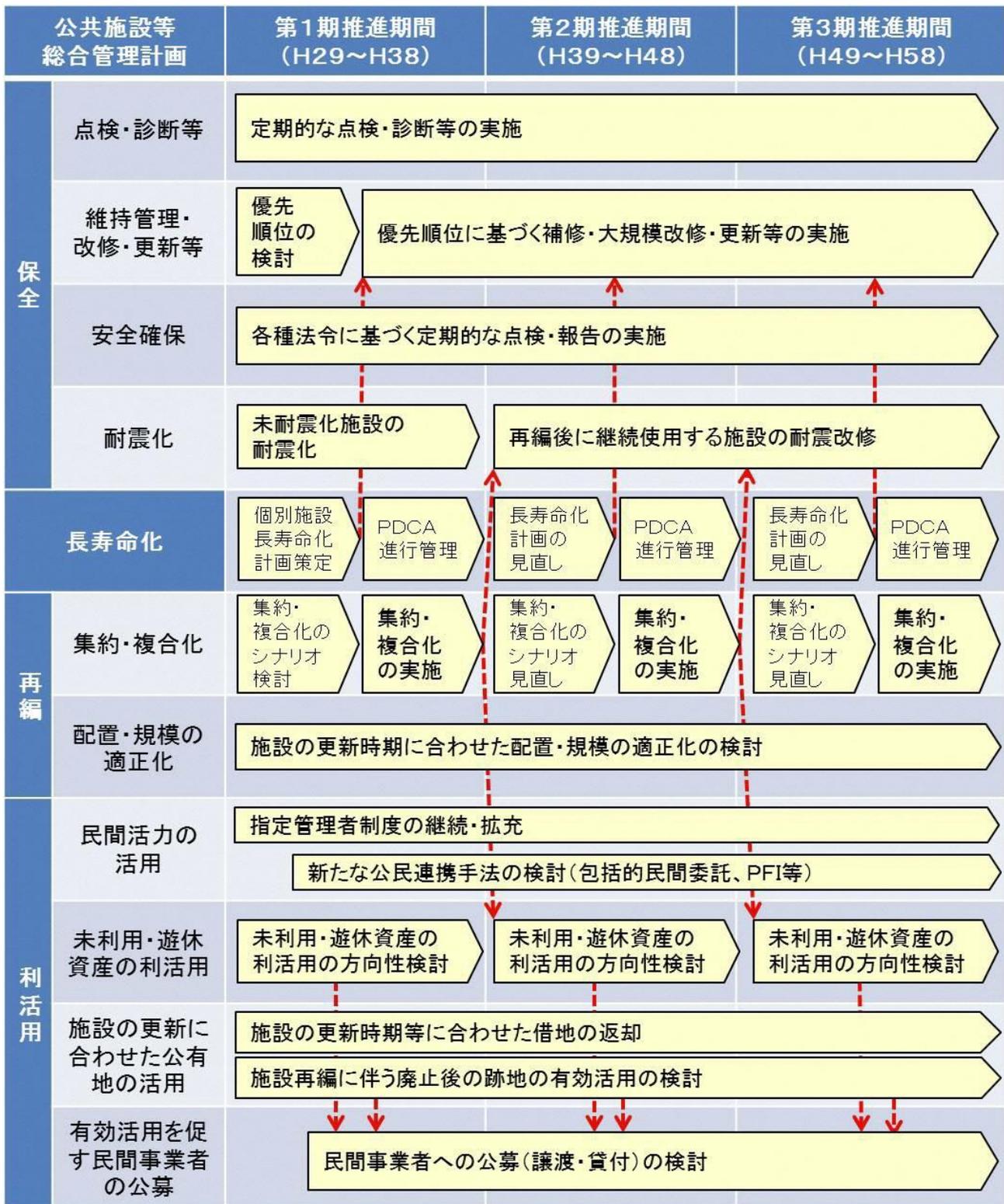


図 5-2 中長期的な視点による工程表

常陸大宮市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月（令和 3 年 3 月一部改訂）

常陸大宮市総務部総務課行政改革推進室

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町 3135-6

電話番号 0295-52-1111 FAX : 0295-53-6010

URL <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>
